

令和 8 年村上市議会第 1 回定例会会議録（第 4 号）

○議事日程 第 4 号

令和 8 年 3 月 2 日（月曜日） 午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20 名）

1 番	魚 野 ル ミ 君	2 番	佐 藤 憲 昭 君
3 番	野 村 美 佐 子 君	4 番	富 樫 光 七 君
5 番	上 村 正 朗 君	6 番	菅 井 晋 一 君
7 番	富 樫 雅 男 君	8 番	高 田 晃 君
9 番	小 杉 武 仁 君	10 番	河 村 幸 雄 君
11 番	渡 辺 昌 君	12 番	尾 形 修 平 君
13 番	鈴 木 一 之 君	14 番	鈴 木 い せ 子 君
15 番	川 村 敏 晴 君	16 番	姫 路 敏 君
17 番	長 谷 川 孝 君	18 番	大 滝 国 吉 君
19 番	山 田 勉 君	20 番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	大 滝 敏 文 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
政 策 監	須 賀 光 利 君
総 務 課 長	長 谷 部 俊 一 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
企画戦略課長	山 田 美 和 子 君
税 務 課 長	永 田 満 君

市民課課長補佐	石	田	浩	二	君
環境課長	大	滝	誓	生	君
保健医療課長	押	切	和	美	君
介護高齢課長	土	田		孝	君
福祉課長	太	田	秀	哉	君
こども課長	高	橋		朗	君
農林水産課長	小	川	良	和	君
農林水産課長補佐	伊	藤	幸	夫	君
地域経済課長	富	樫		充	君
観光課長	山	田	昌	実	君
建設課長	須	貝	民	雄	君
都市計画課参事	忠		康	博	君
上下水道課長	稲	垣	秀	和	君
会計管理者	大	滝		豊	君
農業委員会会長	高	橋	雄	大	君
選管・監査長	前	川	龍	也	君
消防長	瀬	賀		誠	君
学校教育課長	小	川	智	也	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	阿	部	正	昭	君
神林支所長	志	田	淳	一	君
朝日支所長	五	十 嵐	忠	幸	君
山北支所長	大	滝	き	く み	君

○事務局職員出席者

事務局 長	内	山	治	夫
事務局 次長	鈴	木		渉
書 記	河	内	真	人

午前１０時００分 開 議

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、６番、菅井晋一君、１９番、山田勉君を指名いたします。御了承を願います。

日程第２ 一般質問

○議長（三田敏秋君） 日程第２、２月２７日に引き続き一般質問を行います。

本日の一般質問は４名を予定しておりますので、御了承を願います。

最初に、７番、富樫雅男君の一般質問を許します。

７番、富樫雅男君。（拍手）

〔７番 富樫雅男君登壇〕

○７番（富樫雅男君） おはようございます。至誠クラブの富樫雅男です。ただいま議長からお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は２項目です。１項目は、高校生等の通学定期券の購入補助についてです。多くの高校生、大学生などが公共交通を利用して通学していますが、特に市外に通学する場合は、ＪＲなどの通学定期券購入費用が家計に与える影響は大きく、保護者の方から交通費の補助を望む声が寄せられています。ＪＲ東日本では、今月３月１４日からの運賃改定で通学定期料金は基本的に据え置くとしていますが、諸物価が高騰している状況であり、通学定期券の補助制度の導入について、市長のお考えをお伺いいたします。

２項目め、デジタル版プレミアム商品券事業についてです。このたびのデジタル版プレミアム商品券発行事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市民の生活支援を目的としたものでした。事業の概要は、ペイペイを利用して５,０００円で６,０００円分利用できるデジタル商品券を総額３,６００万円で６,０００セットを発行するものでした。また、購入希望者は昨年１０月の１か月間で申し込み、申込者は１１月４日から１月３０日までに購入して、１月３１日まで利用できるとしておりました。そこで、実施結果などについて次の点をお伺いいたします。

①、販売と利用の実績を伺います。

②、行政サイドの費用、業務負担などについて、従来の紙と今回のデジタル商品券を比較したメ

リット、デメリットをお伺いします。

③、課題と今後の対応についてお伺いします。

市長から御答弁いただいた後、再質問させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。それでは、富樫雅男議員の２項目の御質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、１項目め、高校生等の通学定期券の購入補助についてのお尋ねですが、エネルギー価格や物価の高騰が続く中であって、公共交通を利用して通学する学生の交通費が家計の負担となっていることは承知をいたしております。そうした状況を踏まえ、本市ではくらし応援商品券発行事業やツナガルむらかみ応援便をはじめ、御家族や学生諸君の生活を直接支援しているところであります。その上で、さらなる支援の必要性について検証をしてみたいと考えているところであります。

次に、２項目め、デジタル版プレミアム商品券事業の１点目、販売と利用の実績はとのお尋ねですが、デジタル商品券につきましては、1,825人の方から5,824セットを御購入いただき、発行総額は3,494万4,000円でありました。使用期限である本年、令和８年１月31日までの利用総額は3,490万2,332円であり、換金率は99.9%となっております。

次に、２点目、従来の商品券と比較したメリット、デメリットはとのお尋ねですが、デジタル商品券のメリットといたしましては、従来の紙の商品券発行に伴う販売事務や換金及び支払い事務の負担軽減がなされたことであります。特に支払いに要する事務負担の軽減につきましては、商品券を取り扱う事業者にとりましても商品券と請求書の持参が不要となったことから手続の簡素化が図られ、負担軽減につながったものと考えております。他方、デメリットといたしましては、コストの面において、デジタル商品券を発行する際に発行セット数に応じて15%の手数料が発生することです。今回の事業費は、従来の紙の商品券発行に係る事務経費と同等ではありましたが、今後発行セット数を増加する場合、手数料負担が大きくなるため、新たな財政負担となることを懸念しているところであります。

次に、３点目、課題と今後の対応についてのお尋ねですが、デジタル商品券の発行は消費の下支えを通じた地域の活性化及びデジタル化の促進を目的に、新たな取組として実施をいたしました。購入された年齢層を年代別に見ますと、50代が３割、次いで60代と40代がそれぞれ２割となっておりますが、30歳以下と70歳以上の年代においては購入が進まなかったことから、その結果について分析・検証をいたしているところであります。特に高齢の方からは、分かりづらく使いにくいという声が多く寄せられたことから、デジタルディバイドへの対応に課題があると考えているところであります。また、主に小売店や飲食店の取扱事業者からは、決済手数料の負担や現金化に伴う手数

料負担が発生するといったデジタル化することで新たな負担を心配する声が寄せられており、クリアしなければならない課題であると考えているところであります。今後、こうしたデジタル商品を活用した経済対策は増加すると考えておりますので、今回の結果を踏まえ、広く市民の皆様にご利用いただける仕組み、さらには事業者の皆様にとっての有用性・有益性が図られる仕組みについて検討してまいりたいと考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、高校生の通学定期券の件ですけれども、まず保護者の方から経済的な負担などについて切実なお話をいろいろ伺いました。そこで、3件御紹介させていただきます。ある方からは、通学定期券は手元のお金が少なく、毎月とか、または3か月分しか買えないと。また、子供さんから新発田市内の高校に行きたいと、そういうふうに言われたけれども、定期券代が高いので、市内の高校にしてもらったという話もありました。また、山北では、子供さんが勝木駅から鶴岡の加茂水産高校に通っている方ですが、羽前大山駅まではJRを利用して、そこから自転車で加茂水産高校まで通っているということなのです。冬場は峠の道路が、あそこかなり急な坂ありますので、その道路が凍結して非常に危険だということもあって、路線バスを使わざるを得なくて、経費が非常にかさむということでした。そこで、調べましたら、庄内交通のバスについては、郊外の路線には学生割引が設けられていないのです。加茂水産高校にも問い合わせましたら、山北から6人の生徒が通学されているということでした。それで、次にJRなどで市外の高校に通学されている実態についてですが、令和7年8月に改定された村上市地域公共交通計画を確認いたしましたら、市外の高校や大学などに通学している方は969人と非常に多いことが分かります。また、その内訳は、新潟市内には50%、新発田市内には23%、それで胎内市には25%の方が通学しております。

次に、定期券の料金についてお話しさせていただきます。高校生の1か月の定期券は、村上駅から新発田駅までが8,040円になります。また、村上駅から新潟駅までは高校生が1万6,180円、それで大学生が1万7,980円になります。先ほど御紹介した勝木駅から加茂水産高校に通学する場合はといいますと、JRの定期券代と、それと路線バス、これを20日分として料金を計算しますと、1か月で1万9,030円にもなります。通学の定期券購入費用がいかに大きな家計負担になっているかが分かると思います。そこで、高校生、大学生などの通学定期券の購入費用を補助している県内の市町村の事例を調べてみましたので、御紹介させていただきます。まず、長岡市は、これは路線バスだけですけれども、年間に13万5,000円を超える場合については超えた額の半額を補助しているとか、または三条市は1か月の定期券代が1万2,000円を超える場合に補助しています。十日町市に関しては、大学生の通学定期だけですけれども、20%補助しています。また、津南町、妙高市、上越市では、高校生の1か月当たりの定期券代が1万円を超えた場合に補助していると。出雲崎町については、6か月定期の場合は1か月分を補助しているということがあります。最後に、関川村

なのですけれども、ここは中等教育学校で、高校、専門学校、大学などの通学定期券購入額の30%を補助しております。このようにレベルの差はありますが、8市町村がこうした補助制度を設けています。

次に、質問と要望についてなのですけれども、まず一昨年に路線バスからコミュニティバスに変わったタイミングで高校生などの学割制度が廃止されています。村上高校については分からなかったのですけれども、そのほかの3つの高校の生徒がどういうふうな通学方法で通学しているかというまとめた資料を見ますと、バスで通学している生徒はちょうど50人とのことですので、村上高校を含めると六、七十の方がバス通学をしておられるのではないかなと思います。そこで、企画戦略課の課長さんにお伺いしたいのですけれども、コミュニティバスに切り替わったタイミングでなぜ学割制度をやめたのか、理由をお聞かせいただきたいのと、実態をぜひ調査いただいた上で、ぜひともこの学割制度を復活していただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） 今ほどコミュニティバスに変換した際、学割をなくした理由なのですけれども……

〔「すみません。ちょっと私耳悪いものですから、聞こえなくて」

と呼ぶ者あり〕

○企画戦略課長（山田美和子君） すみません。理由なのですが、まず以前路線バスを使っていた際はかなり高額だったのですけれども、この改定で大きく見直しをいたしました。北中から村上の3か月定期でいいますと、3万5,370円（ 部分は209頁に発言訂正あり）のが1万8,000円にということで、かなり安くしたということもありまして、学割をそのときに見直しするということにしました。

それから、調査した上でということなのですけれども、こちらについてはまたちょっと検討したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。ちょっと私聞き取りづらかったのですけれども、従来は3万5,070円ですか。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） 3万5,370円（ 部分は209頁に発言訂正あり）です。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） いずれにしても、確かにこのコミュニティバス、1回の利用料金が100円とか、また経路によっては200円とか、随分安くなったのは分かるのですけれども、一般の方の料金から少しでもそういう学割制度を設けていただくということ自体がやっぱり私は大事なことになるかなというふうに思いますので、ぜひまた御検討いただければというふうに思います。

次に、視点を変えまして、社会人の通勤手当と、それと高校生などの通学定期について考えてみます。社会人の場合は、村上市の職員や大多数の民間企業では、通勤方法にかかわらず、通勤距離に応じて通勤手当が支給されるということが一般的になっています。これは、1966年の労働基準法の改定で労働者の通勤に係る費用の補助が求められるようになったということがきっかけとされています。また、このことで通勤手当が福利厚生の一部として認識され、広く普及しております。市職員の場合について見てみますと、通勤距離が4キロメートル以上であれば通勤手当が支給されます。例えば新発田駅から村上駅までのJRの距離というのは33.4キロメートルで、この駅と駅の距離だけから見ても、毎月2万200円の通勤手当が支給されます。これは、定期代以上の金額になっております。一方で、高校生などの場合は、昔と比べると進学する高校なども多様化していて、市外に通学する人が増えています。それにもかかわらず、なぜこういう通学定期の補助制度がこれまでなかったのかなと考えてみたのですけれども、一般的に通学に関する費用というのは自己負担が当たり前というふうにされて、社会全体にその考えが根づいていると、また結果として補助制度の必要性が議論されなかったということが要因ではないかなと思います。しかし、こうした現状は、社会人の通勤手当と比較すると、高校生とその保護者にとってはあまりにも厳しい実態であって、非常に不公平ではないかなというふうに考えます。

そこで、ちょっと教育長さん、急で申し訳ないのですけれども、ここら辺のこういうふうな実態をどのようにお考えされますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 中学生から高校になるに当たっての高校の選択ですけれども、本当に昨今多様な道を目指していると思います。今回も村上高校、倍率1倍切っているわけですが、募集があるにもかかわらず、村上の学校を希望せず、新発田方面多数受験されています。そういう中で、やはり議員御指摘のとおり、通学には非常に金銭的に負担はあると思いますので、保護者にとってはなかなか大変だという実感はあります。だから、もろもろのそういう、子供の責任ではありませんけれども、家族全体で、子供の希望も含めて進路を決定していかなければならないのではないかなと考えているところです。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） 突然で申し訳ありません。ありがとうございました。本当教育長おっしゃるとおりだというふうに思います。こうした通学定期券の補助というのは、経済的負担の軽減ということだけでなく、子供さんの教育環境の向上にもつながるというふうに考えます。したがって、ぜひ村上市としても通学定期券購入費の補助制度を具体的に検討していただきたいなというふうに考えます。

最後に、もう一つ提案させていただきたいのですが、先ほどは村上市内の子供さんが市外に通学している人数についてお話をさせていただいたわけですが、逆に村上市外から村上市内の高

校、大学、専門学校に通ってこられている人数が456人というふうになっています。これは、先ほどと同じ村上市地域公共交通計画のデータです。その456人ですけれども、新潟市、新発田市、胎内市、そして関川村ということになっています。しかし、先ほど御紹介しましたように、関川村ではこういう通学定期券の30％を補助していますが、そのほかの新潟、新発田、胎内とも通学定期の補助制度はないのです。そこで、市長にお願いですけれども、ぜひとも県の市長会とか、何かそういう場を利用して、こういう補助制度の導入について御議論いただければありがたいなというふうにも考えます。最後に、このテーマに関して市長からお話があれば、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 非常に重要な視点だなというふうにお聞きをさせていただきました。これまで実は市内におきましても、路線バスが廃止された結果、通学に困難を来す部分につきましては、のりあいタクシー、これを一時措置したりやったこともございます。ですから、そういう意味においては今回、今企画戦略の課長が御答弁申し上げた、そういった経済的な部分についての低減が随分図られたということでもありますけれども、根本的な制度に対する子供たちの教育環境をしっかりと整えていくという意味では、また別な議論が必要だというふうに思っておりますので、しっかりと検討したいと思っております。

加えて、実は高校の在り方検討会、これ新潟県全県であります、そこの委員も務めさせていただいた時期がありました。そのときに私から申し上げたのは、県のほうでは今、各高校が魅力ある選ばれる高校になる、それと同時に幾つかの特性を持たせて、専門性であったり、進学であったり、理系であったり、いろんな形の専門的な高校を新潟県の中に配置をして、県民が、学生諸君がどこにでも通える環境をつくっていくのだという県の教育長の大方針があるわけでもありますけれども、その部分で、それを実現するためにはやっぱりどこからでもアクセスできる環境がなければ駄目だと。例えばこれは寮制もあるでしょうし、いろんな形があります。また、100キロ圏内であれば通学ということもあり得るのでしょう。ですから、そうしたときにそれがネックになってその学校を選択できないというような状況だけは、これは避けなければならないのだらうということを強く申し上げさせていただきました。そのことを踏まえて、各自治体の補助制度が今ある中に加えて、県として我が新潟県の学生諸君をどうしっかり教育環境を整備していくのかということをも改めて私からも申し上げながら、また県市長会を含めて、いろんな場面で皆様方、各市長と共有をさせていただきながら、どこの子供たちもやっぱり等しくそういった教育を学ぶという環境を選択できるというのは、これは重要な視点であると思いますので、貴重な御提言いただきましたので、しっかり取組ませていただきたいと思いますと思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。私もここら辺をいろいろ考えていると、これ本当に市の仕事なのかなと、または県の仕事なのかなと、また県境の自治体にあったら隣の県に行くとか、

通学するとか、そういうことも考え始めると、やはり全国、国として考えていけないことなのではないかなというふうに考えました。本当にありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、２項目めのデジタル版プレミアム商品券について再質問をさせていただきます。先ほど販売と利用の実績をお伺いしました。1,825人、5,824セットで3,494万ですか、ということで3,600万の事業規模だったわけですが、若干足りなかったということではありますけれども、この何率でしたっけ、全て使ったという、購入者の99.9%がもう使われたということは非常によかったのかなというふうに思います。ただ、やはり前の紙のプレミアム商品券というのは、申込みが殺到して抽せんになるということも多かったと思います。今回デジタルということで、なかなかなじみがないというか、最初の出組だったですから、ある程度やむを得なかったのかなと思います。また、村上市のメールマガジンでも、１月に入ってから何度も注意といいますか、使っていただくことを呼びかける、そういうメールが頻繁にきました。それを見ていると、購入したのだけれども、期限までに利用しなかった人が結構いたのかなというふうに考えましたけれども、先ほどの99.9%ということはすばらしいなというふうに思います。市としてペイペイに対する業務委託料金がかかったのか、どのくらいだったのかお伺いしたいと思っていたのですが、これ15%の手数料ということなのですね。非常に大きい金額だと、今回であれば約500万近くがそういう手数料だったのかなと考えますと、非常に大きいと思いました。

次に、昨年12月に行われた荒川神林商工会行政懇談会の席でも商工会関係の方からいろいろな御指摘・御要望がありましたし、私も個人の商店などでいろいろお話をお伺いしましたので、御紹介しながら再質問させていただければと思います。まず、利用した方からは、これまでよりも利用できるお店が非常に少なかったという声があります。各地区で見ると、登録事業者の数に大きな偏りがあったのかなと思いますけれども、これまでの紙の商品券と比較して登録した事業者数の実態を各地区別にお伺いしたいと思います。地域経済振興課長さん、お願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えいたします。

これまでの紙ベースの商品券とデジタル商品券の登録事業者数の違いなのですが、全体で紙ベースですと682件事業者登録しておりまして、デジタル商品券は460件でございました。地区別で申し上げますと、村上地区で、紙ベースでになりますと、394件、デジタルが294件です。荒川地区であれば、紙ベースが121件、デジタルが63件、神林地区であれば、紙ベースが63件、デジタルが55件、朝日地区であれば、紙ベースが39件に対してデジタルが25件、山北地区であれば、紙ベースが62件、デジタルが21件ということになります。なお、山北地区に近い温海地区のほうのショッピングモールのほうでも使うことができまして、そちらのほう取扱いが紙ベースが３件と、あとデジタル商品券のほうで２件ということになっております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。私も使えるお店のリストをざっと見ると、ああ、結構地区によって偏りはあるなど、これはある程度やむを得ないところもあると思うのですけれども、問題は紙に比べるとデジタルの商品券の登録事業者数がかなりどの地区も少なかったなということが、この辺りにやはりこのデジタルの問題点のいろんなものが包含されている結果なのだろうなというふうに思います。

次に、個人商店から多く御指摘いただいたことなのですが、ペイペイを店舗で使えるようにするには、端末を導入したり、月額の使用料など経費がかさんで、小規模・零細の事業者にとってはペイペイの導入というのはハードルが高いという声を多くお聞きました。QRコード読み取り端末は、これはたしか無料ということだと思うのですが、そのほかに設置費用が必要だったのか、またその導入した後の月額使用料などの、こういう経費の実態についてお伺いいたします。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えいたします。

今ほどおっしゃっていただいたように、QRコードをかざすだけのその分については、そのキットについては無料になっておりますが、そのシステムの仕組みを使用する際の使用料ということで、1か月当たり売上げに対して1.9%が必要になっていきます。それについては、1か月の決済額に対して1.9%が必要になってくるところであります。なお、別途換金をもうちょっと早くしたいといったときには、振込の手数料は別途かかる場合がございます。あと、議員おっしゃったように端末が個々によって状況が違ってくると思いますが、そういった部分については設置手数料であったり、あと使用料というところが別途かかる場合もございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。この売上げに対する1.9%というのは、後でもちょっとお伺いしたいと思ったのですが、お店の方に聞くと、やはり月額使用料が大体2,000円くらいかかるというふうな話を聞いています。それと、事業主の方から、お店の方から最も多かった御意見は、先ほど課長さんも言われていました、従来の紙の商品券であれば売上げに対しての手数料というのはかからなかったのだけれども、デジタル版ではペイペイに対して売上げの1.9%くらいか、約2%ですね、手数料を支払う必要があるということで、小規模のお店にとってはこれも非常に大きい負担だというふうなお話がありました。これも今お話はありましたけれども、先ほど市長の御答弁でもありましたけれども、売上金をペイペイから事業者に振り込まれる頻度を月に1回にまとめれば、手数料は無料ということなのですが、資金繰りの関係でやはり小まめに早く売上金を振り込んでほしいという場合は、振込手数料200円が、これも事業者の負担になるということです。そこで、これまでの紙の商品券の場合は、この振込のタイミングとか、または手数料とか、

そこら辺どうなっていたのかお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えいたします。

これまでの紙ベースの商品券については、事業者の方が商品券と、あと請求書のほうを市役所のほうにお持ちいただいて、3営業日を空けて事業者のほうにお振込させていただくということで手続をしていました。なお、手数料についてはいただいております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。本当に小まめにちょっと換金したいという場合も、市のほうは大変だったとは思いますが、店側にとったら非常によかったという話をいろいろ聞いております。今後もこのようなデジタル版プレミアム商品券の発行事業を行われるということであれば、事業者の経済的負担の軽減、それと地域経済の活性化ということ、これが非常に大事なわけですから、また市のほうもいろいろ業務負担を減らされると〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕ということがあります。ただ、こういう手数料を補助するとか、そういう仕組みづくりが必要ではないかなと思いますし、全国的にもこうした手数料を補助するというふうな先進事例もあります。ぜひそこら辺も御検討いただければと考えております。

また、今回は各支所で事前に市民相談会とか、本庁での個別相談会が開催され、周知を図っていただいております。しかし、やはり高齢のお客さんもお店側のほうもペイペイに慣れていないという方は結構多いようで、ある店ではお客さんもよく使い方が分からない、お店のほうもよく分からないものだから、結局現金で買物をしていただかざるを得なかったというふうなお話もありました。今後には、こういう特に高齢の方を中心にサポート体制の強化が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えします。

今ほど議員おっしゃっていただいたように、各地区のほうで今回のデジタル商品券を扱う際には説明会とかさせていただきました。なかなか最初伸びなかったのですが、終盤になって皆さん口コミで広がったところもありまして、非常に多くの方がいらっやしていただいて、あと窓口のほうでも職員のほうも対応したところもあります。ちなみに、今回70歳以上の方の、これはペイペイ事業者のほうのまとめなのですが、デジタル商品券発行する前と発行した後の割合として1.5倍ほど伸びた経過もございます。皆さん口コミでそういったところが広がってきたということもありまして、その辺の効果も今感じているところでもあります。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。私も先ほど市長の御答弁で70歳以上が少ないと、こ

れは何となく、そういうデジタル化に慣れていないということで、ある程度やむを得ないなと思うのですけれども、30歳以下が少ないというのはどういうことかなというふうに思いました。今後、ここら辺がどうなっていくかだと思います。

次に、国としてはデジタル化を推進したいという考えが当然あるわけですが、こういうデジタル版商品券を発行する自治体に対して、国からのこういう事業に対する交付金が増えるというふうな情報もありますけれども、その辺りの事情、実情をお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） 今ほどの国からの支援については、国のほうも積極的に進められているところでありまして、今国のほうでやっています物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金においてもやっている自治体もございます。あと、過去デジ田交付金として取り扱っていましたが新しい地方経済・生活環境創生交付金においても活用できるということで御紹介いただいております。補助金額の上限が1億円で、2分の1補助ということで確認をしているところであります。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） ありがとうございます。今後ともこういうデジタル化の流れ、また職員の業務負担とか、いろんな面を考えると、デジタル版商品券もやむを得ない面もあると思いますが、ぜひとも御検討いただきたいことをお話しさせていただきます。

何度もあれですけれども、今回はスマホのアプリで5,000円を出せばワンセット6,000円の商品券を1人最大4セット、〔質問終了時間5分前の予告ベルあり〕2万4,000円分購入できるというものでした。そのため、1世帯でスマホを利用している人が4人いれば、年齢に関係なく申込みできますので、10万円分近い申込みも可能だったわけです。一方では、生活が厳しくて何セットも買えないと、買いたくても買えないというお話もお聞きしました。今回の施策は、国の物価高騰対応の交付金を基にしたものですので、こういうふうな生活が厳しい方を中心としてたくさんの方に御利用いただくことが本来の目的であって、またあるべき事業の姿ではないかなというふうに考えます。そこで、例えば今回みたいに5,000円であれば、1セットだけ購入するという方にはプレミアム率を上げて、今回6,000円でしたけれども、例えば6,500円とか7,000円とか買えるようにするとか、何かこういう工夫があってもいいのではないかなというふうに考えます。何回も言いますが、いろいろなやむを得なかったという点もありますけれども、今後はぜひいろんな面で改善に取り組んでいただきたいなと思います。最後に、市長のほうからお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回、地域DXの推進という観点も含めて、これだけ電子決済進んでおりますので、そのほうが利便性高いだろうということで、プラットフォームはペイペイだけということでしたけれども、実は御承知のとおり、ほかにも電子決済のツールはいっぱいプラットフォームあるので、ではどれが、それを全部網羅できないかという議論も実はこの制度設計のときにさせて

いただきました。ただ、一つ一つ少数の方々に対応していく部分についても、導入手数料がかかりますので、その辺については一番普及しているペイペイ、これをまず選択をさせていただいたという経緯であります。

また、手数料のお話ありましたけれども、実はこれまで紙ベースのやつは商工会議所、商工会を中心に販売をさせていただきました。そのときは、手数料が発生していたのです。ですから、それで事業者の皆さんが、その手数料が発生するのがなかなか大変なので、うちは参加しませんというようなのがありましたので、また速達性、直ちに届けたいという、この両方を実現するために現在直営にしております。その結果、事業者の皆様方からは手数料が発生していないので、非常に喜ばれているということであります。このペイペイのプラットフォームを活用することによって事業者が介在しますので、手数料発生、これは致し方のない部分だというふうに思っております。発行数に応じてこの手数料が上下しますので、こここのところも、では入れるコストに対してどれだけの収益がリターンできているのかという、このプライマリーバランスもしっかり見なければならぬというふうに思っております。その上で地域DX、また各事業者のDXを進めていくということが重要だというふうに思っておりますので、そうした広範な視点で、これからのデジタル社会に向けて市はどう対応すべきか、また市民の皆さんとどういうふうな形で進めていくかということを議論していきたいというふうに思っておりますし、現在地域おこし協力隊、デジタルディバイド、これに積極的に取り組んでいただいておりますので、総体的にここの部分については進めてまいりたいと思っておりますし、利便性・有益性をしっかりとお届けできるような仕組みづくりに傾注してまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○7番（富樫雅男君） 御丁寧に本当にありがとうございました。

それでは、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで富樫雅男君の一般質問を終わります。

11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君） 次に、2番、佐藤憲昭君の一般質問を許します。

2番、佐藤憲昭君。（拍手）

〔2番 佐藤憲昭君登壇〕

○2番（佐藤憲昭君） おはようございます。令和新風会の佐藤憲昭です。議長のお許しを得ました

ので、一般質問を行います。

私の一般質問は1項目、第4次村上市総合計画の策定について、これ1点でございます。令和8年度は、第4次村上市総合計画の策定年度に当たります。総合計画は、郷土に対する市民の意識や国際及び社会情勢を見据え、市長の描く本市の将来像を具現化する本市まちづくりの最上位計画であり、本計画を受けて医療、福祉、子育て、教育、観光などの個別計画が策定されます。そこで、特に次の点について所見をお聞かせください。

1点目、村上市総合計画策定に当たり、どのような基本姿勢で臨むのか伺います。

2点目、人口減少が加速する中、若者の定住・回帰は最重要課題です。若者の生活基盤を支える施策を本計画にどのように位置づけるのか伺います。

3点目、自主財源が少ない本市の財政運営において、地方交付税や国県支出金に加え、過疎債や辺地債などの優良債を活用することで地域経済の下支えを行っております。一方で、大型事業が先行される中、地域から寄せられる道路等の公共施設の修繕要望が進まない現状についてどのように認識し、本計画に反映させるのか。また、新しい公共の考え方にに基づき、市民協働の推進母体である地域まちづくり組織の今後の在り方や役割についてどのように位置づけるのか、併せて伺います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、佐藤議員の御質問につきましてお答えをさせていただきます。

第4次村上市総合計画の策定についての1点目、どのような姿勢で臨むのかとのお尋ねですが、まずは現在進めている第3次総合計画の総まとめの年度として、令和8年度において現総合計画の成果指標の全ての項目の達成を目指すことに注力してまいりたいと考えているところであります。その上で、第3次総合計画で得た成果をさらに大きく伸ばし、顕在化した課題は克服し、将来に向け持続する本市の姿を明らかにする、そうした次のステージを目指すための計画であるべきと考えているところであります。そうした中、人口減少や少子高齢化の進行、さらには目まぐるしく変化する社会情勢への対応など、難しい課題にも立ち向かっていかなければなりません。そのためには、強固な行財政基盤を確立することが必要となります。市民が主役となり、行政と市民、地域内外の多様な主体が協働することで、より豊かで持続可能な村上市を築き上げるため、果敢に挑戦し続けることが必要であります。このことを踏まえれば、本市のグランドデザインである総合計画は、切れ目なくつながり続けることが大切であります。その上で、未来を志向したデザインとなるべきであると考えているところであります。

次に、2点目、若者の生活基盤を支える施策の位置づけはとのお尋ねですが、若者の定住や回帰は、本市の人口減少対策において極めて重要な施策であると考えております。若者が住み続け、本市で暮らすためには、住まいや働く場の確保、子育てや医療環境・教育環境の整備などを総合的に

進めていくことが必要であると考えております。これを踏まえ、次期総合計画では若者の定住や回帰に結びつくような施策を重点的に進めることが必要になると考えているところであります。

次に、3点目、地域要望への対応、地域まちづくり組織の位置づけについてのお尋ねですが、本市における生活環境の維持、産業の振興、地域経済の振興といった将来を見据えた持続可能な地域社会を次の世代にしっかりと引き継ぐため、社会資本整備やまちづくり事業、道路ネットワークの整備といった施策を現総合計画の土地利用構想に基づいて推進をいたしているところであります。そうした中、地域からの御要望につきましては、道路の修繕や空き家対策、夏の暑さ対策、冬の降雪対策、さらには臭気対策など、生活に直接関わる多岐にわたる御要望が寄せられているところであります。地域からの御要望につきましては、緊急に対応が必要なものは直ちに対応しておりますが、それ以外につきましては優先度を考慮した上で対応をいたしているところであります。こうした地域要望の多くは、一般財源により対応しているところであります。御要望にお応えするためにも、本市の自主財源の確保をこれまで以上に拡大させなければなりません。次期総合計画においては、それを確実に実現するための施策を戦略的に盛り込むことが必要ではないかと考えているところであります。

また、市民協働のまちづくりにつきましては、各地域のまちづくり組織を中心に地域の課題解決や活性化に取り組んでいただいております。組織として大きく成熟してきたと考えているところであります。今後も各地域まちづくり組織を地域活動の推進母体と位置づけ、地域住民が主体となって地域を盛り上げ、課題解決に向けた自主的な取組を継続できるよう支援し、市民協働のまちづくりをさらに推進してまいります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） 大変ありがとうございました。それでは、再質問に移ります。

第4次総合計画の策定に向けて、市民アンケートや実態調査、政策分野別の検証、そして総合計画審議会、以下審議会と言わせていただきますが、の議論が進んでおります。まず、審議会の委員の皆様が限られた時間の中で真剣に議論を重ねてくださっていることに心から敬意を表したいと思います。その上で、これらの議論や調査結果を行政としてどう受け止め、どう統合し、どう計画に反映していくのか、ここが次期総合計画の質を左右する大事なポイントだと考えております。

そこで、お伺いします。まず、市民アンケートは行政の想定に沿った選択肢が多く、実態調査は対象が限定的で、政策分野別の検証は事業を実施したという報告が中心に見えます。一方で、審議会では、人口減少の要因分析、医師確保の実効性、子供の遊び場不足、下水道耐震化の情報公開など、重要な指摘が多数出されています。こうした多様な意見やデータを行政としてどのように整理・統合し、次期総合計画に反映していくのか、その基本姿勢をお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） ただいま議員がおっしゃいましたように、総合計画の審議会のほ

うからも御意見を多数頂戴しております。そしてまた、市民のアンケートも頂戴しております。こちらでも両方、もう当然のことながら両方加味しながらですが、来年度はさらに審査委員を、今は9名なのですけれども、人数を増やして、分科会ごとに議論しながら策定をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） 審議会の人数を増やして、分科会で審議をしていくということだと思いますが、ありがとうございます。それでは、その審議会で出された意見は、市民生活と直結する大切なものばかりでございます。しかし、行政の回答を見ると説明にとどまっております、どの意見をどのような基準で、どの段階で計画に反映するのかが見にくい状況です。まだ策定途中ですので、具体的な報告はないのかもしれませんが、そういう意味では、審議会の議論を最大限に生かすため、行政としてその反映プロセスをもう少し具体的にお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） 今ほど申し上げたこれからののですけれども、やはり今まで出た課題も当然のことながら今までも審議会でも出しておりましたし、それに対しての意見というのも市から回答は申し上げておりました。これを、先ほどと同じになりますけれども、分科会のほうで詳しく審議していきながら、それを総合計画に反映したいというふうに考えております。審議会の意見の中でも、特に今回市民のニーズが多様化してきているということもありまして、横断的な視点が、そういうところが必要ではないかというような御意見もいただいておりますので、その辺も次の総合計画のほうには反映していきたいというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） それでは、次に人口ビジョンとの整合性を聞こうと思ったのですが、まだこれも途中だということであれば同じような回答になりますので、1点確認させていただきたいと思います。

人口推計については、どのような方法で推計されているのか、それから国の人口問題研究所の資料をそのまま使うのか、どのような手法で人口推計を算出されますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） こちらについても今策定中でございますが、やはり今までも国勢調査を基に人口ビジョンを算出しておりましたが、そこに要因プラスの、人口推計の転出ですとか、転入ですとか、そういう要件をそこに反映して策定していくというようなことを考えております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） 今恐らくコーホート要因のことを話されたのかと思いますが、当市の人口規模からいいますと、コーホート要因法を用いるということは非常に危険ではなかろうかというふうに思っておりまして、変化率法で求めていくのがベストではないかと思うのですが、いかがでしょう

か。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） その辺、今策定している最中でございますので、その辺も改めて取り入れるなり、ちょっと検討したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） 分かりました。では、これからということでもありますので、この辺であれですけれども、この1点目の最後なのですけれども、企画戦略課長にまたお尋ねしますが、行政改革の本丸は管理分門のDX、特にAIによる知的産業の内製化だと思っております。総合計画のような高額委託こそ、AI活用で最も削減できる領域ではないかと考えますが、所見をお伺いしたいのですけれども、なお7年度の予算、それから8年度の予算を見ますと、合わせまして2,200万ほど総合計画の策定の支援事業に委託料を支払う計画となっております。この辺、AIを活用すると費用の削減ができるのかなというふうに単純に思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君） 今ほど御意見いただきまして、実は私、デジタルの担当でありながら、AIを活用した総合計画というところちょっと今抜けて、考えが入っておりませんで、従来どおり委託してというところを考えておりましたので、ちょっとその辺、帰ってまた検討したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） お願いします。実は市民アンケート、それから実態調査、それから政策評価については、AIに投げ込みますと、いろんな矛盾がばあっと指定されますので、その辺を参考にしながらいただければよろしいのかな。こういう管理部門の政策については、特にAIが最も得意なところでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それでは、財政健全化を先頭に牽引してこられた政策監も同じ質問ですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 政策監。

○政策監（須賀光利君） 財政健全化の取組につきましては、やはり議員御指摘のように、AIの活用等で個々の歳出が削減される可能性は十分にあるのではないかと考えております。先ほど課長答弁申し上げましたとおり、様々な点からこういったAIの活用が行政改革の推進につながらないかどうか、検討していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） ありがとうございます。DXの推進は、市民に行政サービスを優しく手軽に、迅速に提供できること、一方行政内部においては事務処理の簡素化・内製化にあると思います。令和8年度で財政健全化集中取組期間がひとまず終了いたしますけれども、DXの推進により行財

政改革のさらなる推進をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、2点目に移らさせていただきます。人口減少対策として関係人口の増加が重要視されていますが、やはり最も重要なのは、先ほど市長答弁にもありましたように若者の定着、U・Iターンも含めた政策にあると考えております。地域経済の発展や地域の活性化、少子化対策のため、そして有害鳥獣対策や地域コミュニティ活性化のための地域おこし協力隊や集落支援員導入の鍵となるためにも、若者の生活基盤を支える施策が重要であると考えます。その一方策として、新潟県においてはUターン転職の方への奨学金返還支援、そして本市においては村上市奨学金返還支援補助金交付要綱があり、本市奨学金貸与制度を利用後、この奨学金の返還を開始した市民を対象にしたものです。このような中、新年度から本制度を拡充し、独立行政法人日本学生支援機構への奨学金返還も対象にされたことに非常にありがたいと感じております。

そこで、お伺いしますけれども、学校教育課長にお伺いしますが、これまでの本市奨学金返還支援補助金の申請者、直近5年間の状況をお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（小川智也君） 令和7年度、本年度が51人、令和6年度が60人、令和5年度が74人、令和4年度77人、令和3年度が124人、過去5年間は以上のような内容です。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） ありがとうございます。単にUターン者が減ったという理由だけでは説明できないと思われますが、申請者が年々減少している状況を教育長としてどのように受け止めておりますか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 申請は5年連続ですので、徐々に減ってくるというのはいずれか知ることができます。そして、学生支援機構を含め、奨学金いろいろ出ておりますので、学生並びに保護者がいろいろ選択できるようになっているということも背景にあると思いますので、村上市の奨学金、活用できるように広報はしているのですけれども、昨今減少ぎみになりつつあります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） そうなのですね。ありがとうございます。既存制度の拡大ということで、窓口の一元化により教育委員会が窓口になっているようですが、若者のU・Iターン策として果たしてどうなのかなというふうに思っていてまして、また補助金でいいのかという疑問があるところなのですが、今回は追求を避けたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

次に、この制度拡充は先ほどありがたいと申し上げましたけれども、制度上、現行制度に対象となる奨学金を加えたものとなっております。補助金の交付額、交付期間の拡充はありませんでした。ここで他市の状況を県のホームページで見ますと、制度の違いはありますが、例えば三条市、最大180万、最長6か月、それから新発田市、全額補助、最長3年、それから小千谷市、最大200万、10年

間、上越市、最大年額20万、最長6か月、佐渡市、Uターン者においては最大30万で、最大20年間になっています。それから、奨学金の対象者も自治体や民間及び団体を問わないものが多く、今ほど教育長から説明ありましたように、あります。また、政策的に、魚沼市のように介護や障害福祉人材確保のための支援であったり、看護師、介護福祉士及び保健師確保に特化した奨学金返済支援もございます。

そこで、財政課長にお伺いしますけれども、これら奨学金を活用した若者の地方定住促進に寄与する政策として、特別交付税措置はありますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 特別交付税の措置として一部認められております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） そうですね。ありますが、ただルール分ではないので、採択されたとしても年度末、3月に交付されるというふうなことになっていると思われます。

それで、4点目の質問でございますけれども、この制度の充実を要望したいなというふうに思っています。特別交付税措置があることを踏まえて、本市の奨学金返還支援制度につきましてもさらなる拡充を検討していただきたいと考えております。また、企業等による奨学金返還支援、代理返還といいますが、この制度についても、課税・非課税の整理を含め、研究を進めていただきたいと思います。これらの制度を活用するため、PRの強化も重要です。そこで、市長、教育長におきまして、この要望につきましていかがお考えか、お聞かせ願えれば。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員御指摘のとおり、奨学金制度、これまでいろいろな形で、各自治体含めて熟成されてきたというふうに思っております。本市におきましても、合併時相当先進的な奨学金制度という形でありました。その後、Uターン、Jターン、そういった仕組みづくりということでその奨学金の返済免除の拡充をしてきたということで、大いに活用いただいているというふうには承知をしております。また、人口が減少する中で、人材の確保、人口の確保という意味においても非常にまず有益な手法だなというふうには思っている次第であります。加えて、今後、これまでもなのですけれども、例えば学校に就学をする、それを実は地元就職につなげるということで、今医学生の地域枠やっていますのですけれども、それを今喫緊の課題で、例えばソーシャルワーカー、看護師のニーズ、これに対応していくための地域枠ができないかとか、当然地域枠という制度を導入するということは、村上市に勤務をしてもらうとインセンティブをその方々に提供するという仕組みになるわけですから、これがある意味、学校に入る料金ですとか、暮らす経費ですとか、そういうふうなものもトータルでやっていったらどうかという議論もスタートをさせていただいているところであります。そんなところを含めて、現在提供した奨学金、これについての支援策の拡充、議員から企業が肩代わりする場合のというお話もありました。いろんな仕組みがあるというふう

思っておりますので、そここのところは徹底的に検証してみたいというふうに思っております。先ほど来お話あるとおり、奨学金制度幾つもあります。うちのほうも、うちの奨学金使っていただくと非常に有利なのだけでも、タイミングがちょっとずれているような状況もあったりして、もうそっち側で選択をしてしまったというような、そんなお話も聞いたことがあります。なので、より本市の学生諸君に利便性の高い、そういった制度になるように、私としても教育委員会のほうにお願いを申し上げていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） ありがとうございます。そうなのですね。この奨学金支援制度についてはPRが大事だということであるみたいですので、あらゆる機会を捉えてPRをしていていただきたいなというふうに思っております。

次に、大学生、専門学生だけでなく、高校卒業者向けの支援ということでお伺いしたいと思いますが、地元で就職・定住する高卒者等も、高卒者等と言わせていただきます。精神障害者の方もおいでになりますので、障害者の方もおいでになりますので、がっくるめて申し訳ないのですけれども、地域の重要な担い手であります。そのため、住宅支援、例えば子育て世帯ですとか、3世代同居加算だとか、それから資格取得補助だとか、職業訓練支援だとか起業支援など、高卒者向けの別枠支援制度の創設を検討すべきと考えておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 新卒の者だけでなく、いろんな形で、この地域で例えばなりわいを維持していくとか、生活をしていくというために必要なものは、今議員御指摘の部分って非常に重要なポイントだというふうに思っておりますので、限られた財政力の中ではありますけれども、その中でしっかりと対応できるように、優先度の高いものからできればいいなというふうに思っておりますので。また、現在令和8年度の予算については御提案中でありまして、それを踏まえた上で、常々PDCAはサイクル短くして回していこうということで、年度内であってもいろんな形で効果があるもの、効果がなかなか見いだせないもの、それを変更していくということは、これは重要な視点で、これまでも取り組まさせていただきましたので、そんな中でより有効な施策、これについて御提案・御提供できるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） ありがとうございます。人口減少問題は全国的な課題ですが、せめて転出した若者が故郷に回帰できる仕組みをつくることが重要だと考えております。市民所得が全国的に見て低い本市においては、若者が帰ってきて家族を支えられるような財政面を含めた支援の仕組みづくりが不可欠でございます。高齢化が問題なのではなくて、若い人が輝きながら地域経済を持続可能にしていくことが重要だと考えております。ぜひ第4次総合計画の中に明確に位置づけをしていただきたいと思いますし、定住効果の検証に加え、若者の声を総合計画に反映する仕組みを切に

要望しますが、市長、再度意見をお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、冒頭申し上げましたとおり、若者の回帰、定住促進、これ重要な視点だというふうに思っております。人口ビジョンの推計もお話ありましたけれども、人口は減ります。減った中でどういう形で地域の今の現状を維持していくのか、これ当然変化もしなければならぬというふうに思っておりますし、市民の皆様にもそういったところを理解をしていただきながら、それこそ市民協働を進めていかなければならない。いろんな視点があるというふうに思っておりますけれども、そうしたことを具体的に明示できるような仕組みが必要だということで、実は総合計画、ランドデザイン、大きな俯瞰した計画になりますけれども、でも実は一つ一つの施策の積み上げがどういった形で成果を現して、効果として発出をしているのか、これ重要な視点でありますので、そここのところもある程度見通すことができるような、そういう構造であるべきだというふうに思っております。今回、先ほど課長が御答弁申し上げましたとおり、審議会の中にワーキンググループ、分科会をつくってということで少し深掘りをしながら、そこでこういうものがこうなると、これは成果だよねというものが明示できるような仕掛けづくりも少し取り組んでいきたいというふうに思っております。いずれにしても、これまで進めてきた総合計画をさらにバージョンアップできる、そういったことが我々の責務だと思っておりますし、市民の皆さんのこれからの豊かな生活につながっていくものだというふうに確信をしておりますので、そういった視点で取組を進めたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） 大変ありがとうございました。

それでは、3点目、道路等の修繕要望と新しい公共、地域まちづくり組織の件について再質問いたします。公共施設のマネジメントプログラムによって、優先順位を定めて財源の確保を図りながら、現在考えられる適切な管理運営を行っているというふうに認識しております。しかしながら、冒頭通告しましたように、市民の日常生活に起因する例えば市道、側溝等の公共施設の修繕がなかなか進まない原因は、その優先順位から漏れていることだと考えております。先ほど市長がおっしゃったように、緊急度の高いものからということで承知はしておるわけですが、何年も何年も区長会からの要望があっても全然進んでいないというのも実際にあります。

そこで、十数年前に現れた新しい公共の理念、要するに行政が全て担うのではなくて、公共を地域にお願いするというか、投げかけるというふうなことも必要ではなかろうかということで協働のまちづくりがスタートしたわけですが、そんな中で、あくまでも個人的な感想なのでございますけれども、現在の地域まちづくり協議会はイベント中心の事業が多くて、役員の固定化や負担増が顕著になっているように感じています。高齢化が進む中、従来型の地域に任せる協働には限界が見え始めており、地域の負担軽減と協働のステップアップを両立する仕組みづくりが必要と考えます。

市長、この辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 市民協働のまちづくり、合併時高らかに掲げながら今柔軟な地域組織があるわけでありますけれども、先ほど少し申し上げましたとおり、私の感覚としてはかなりそれぞれ個性を生かしながら、地域の特性に合わせた形で成熟してきているのではないかなというふうに思っております。コミュニティの維持という意味において当然事業、イベントも必要だろうというふうに思っております。例えば新規産業の進出でありますとか、起業家ですとか、そういう方々の参入についての支援をしているところとか、また日常的に生活を見守る仕組みづくりとか、いろんな形、挙げれば枚挙にいとまがないわけでありますけれども、あると思います。そうした中で、新しい公共の視点から地域自治、要するにそのエリアにおける住民が主体となった自治、これを進めていくというのは非常に重要な視点だというふうに思っております。その上で、現在税収の約1%をまち協に拠出をしているという仕組み、これは維持をさせていただいているというところでありまして、現在各支所におきまして、より議員御指摘の細かな部分に手が届くような仕組みづくりということで、支所限りで執行できる500万円の資金供与も予算化させていただいております。これ随分と地元の地域区長会の皆様からは喜ばれているというふうに私は聞いております。ただ、支所ではそれこそ優先順位のバランスを今度支所長が決めなければなりませんので、大変だと思いますけれども、そういったところを進めてきた結果、ある意味市民感覚としてはそういう意識は醸成されてきているのかなというふうに思っております。実際にやろうとすることとマンパワー、それと予算、これを今後どういうふうな形でコーディネートしていくのかというのが次のステージの課題だというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） ありがとうございます。この点については、以前市長とも懇談した際に、まちづくり協議会の事務局を集落支援員に任せていいのかなというふうな話もさせていただきました。やはりこれから第2世代のまち協というふうなことを考えた場合には、地域に任せるのではなくて、行政が、伴走支援が必要になるのかなというふうに考えています。ですので、そのために行政の役割の明確化ですとか、企業、NPOとの役割分担を進めていければなというふうに思っております。やはり地域まちづくり協議会組織そのものが地域の総合窓口として、なおかつその負担を軽減しながらまちづくりを進めていくというのが重要なのかなというふうに思っています。この全体的な統括できる人材配置をお願いしたいというふうに思っておりますが、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） もともとがこのまちづくり組織、スタートが伴走型で支援をしていこうということで、行く行くは自立を目指していきたいということでありましたので、市としては職員を引

き揚げるといふ形が、これが最終の完成形だといふふうに思っています。それぞれのまちづくり組織がしっかりと自立をしていく。ただ、とはいいいながら、なかなか課題あります。現状の今までの20年弱の歴史を積み上げてきた中で、やはり熟成し切れなかったというところもありますので、そのところは少し意識を変えていく必要があるといふふうに思っておりますので。それと併せて、これまで当初新しい公共の中で市民協働のまちづくりを進める、その母体としてのまちづくり組織、このありようも変化しています。当時はすごかったです。勢いがみんなあったといふふうに思っておりますけれども、なかなか、今議員御指摘のとおり、少しその辺のところの勢いが変化してきているという部分もあります。多分伸びているところもいっぱいありますので、そのところを今後どういふふうな形でコーディネートしていくべきなのかというのは、早晩議論していくところだといふふうに思っております。手法としてそういった外部の人材を入れる、そういうふうな形のものにシフトしていく、また自立をしていく、これはそれぞれのまち協の成熟度にもよると思いますけれども、そんなところも視野に入れながら、こうあるべきだという形に固執することなく、よりまち協の皆さんが自由に活動できるような仕組みづくり、それに向けて市としてもしっかりと取組を進めなければならないといふふうに考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 佐藤憲昭君。

○2番（佐藤憲昭君） ありがとうございます。やはり地域が独立した組織にする、最終的には行政が責任を持つということが重要なのだらうといふふうに思っています。ありがとうございます。第4次総合計画に当たり、これまでの3点の課題についてしっかりと定義及び基本計画に反映していただきたいと思ひますし、欲を言えば須賀政策監にはもうしばらく統括していただければなといふふうに思ひ、個人的にそう思ひしております。いずれにしましても、この第4次総合計画につきましては、非常に社会情勢が大きく変動する時代における総合計画になりますので、ぜひとも市民が明確に何をするのか、何ができるのかということを書き記した上で、検証できる計画にしたいといふふうに思ひしております。

毎度のことでございますが、以上で、ちょっと早いのですが、私の一般質問をこれで終わります。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで佐藤憲昭君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言の訂正

○議長（三田敏秋君）　ここで、企画戦略課長から発言を求められておりますので、これを許します。
企画戦略課長。

○企画戦略課長（山田美和子君）　先ほど富樫議員の一般質問において、訂正をさせていただきたい
と思います。

北中一村上間の改正前の3か月学生定期料金につきまして「3万5,370円」と申し上げましたが、
「3万5,570円」の誤りでございました。おわびを申し上げまして、訂正させていただきます。

○議長（三田敏秋君）　御了承願います。

○議長（三田敏秋君）　次に、3番、野村美佐子さんの一般質問を許します。

3番、野村美佐子さん。（拍手）

〔3番　野村美佐子君登壇〕

○3番（野村美佐子君）　日本共産党の野村美佐子です。2項目について一般質問をさせていただきます。

1、学童保育について。学童保育所は、子供たちが放課後や休日に生活の場として安全に安心して過ごすために社会的に必要不可欠な施設であり、重要な社会的役割を果たしていると考えます。
本市における学童保育の充実を図るために、次の点について伺います。

①、学童保育の果たす役割に対するお考えや今後の方針について伺います。

②、市内11か所の学童保育所で定員以上の登録児童がいる施設に対し、どのような対策を考えているか伺います。

③、学童保育所の支援員は、高い専門性が求められますが、報酬は低く、長く働きたいと思えない、若い人がこの仕事を選択しにくい状況にあります。処遇改善に向けた検討状況について伺います。

2項目め、消防署の設備や装備の改善について。異常気象や災害の多発などにより、市民の命を守る消防署の役割は以前にも増して重要になっています。消防職員がその責務を果たすためにも、働く環境や装備の充実は急務だと思いますが、次の点について伺います。

①、緊急出動などに対応するため、機敏に行動できる施設であることが重要だと思いますが、特に神林分署の建物は老朽化しているだけでなく、狭く、署員の活動も制約されるような状況と考えますが、その点はどう認識されていますか。また、建て替えなどの方向性について伺います。

②、消防の装備などの更新や補充は十分行われているか伺います。また、今後の更新計画はどのようなになっているか伺います。

市長に御答弁いただいた後、再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（三田敏秋君）　市長。

〔市長　高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、野村議員の２項目の御質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、１項目め、学童保育所についての１点目、学童保育の役割、今後の方針はとのお尋ねですが、学童保育は家族が仕事などで不在となる留守家庭の児童が安全・安心に放課後の活動を行うことができる場であるとともに、子供の成長を支える生活の場としての役割を担っているものと考えております。今後は、第２次村上市立小・中学校望ましい教育環境整備計画方針で示された小・中学校統合計画に合わせた学童保育所の統合移転を基軸とし、村上市保育園等施設整備計画審議会において議論を深め、本市の学童保育所の在り方について方針を定めてまいります。

次に、２点目、定員以上の登録児童がいる施設の対策はとのお尋ねですが、本市の学童保育所については面積基準を児童１人当たりの必要面積3.3平方メートルとした定員としており、定員以上の登録がある学童保育所においては、学校の空きスペースの活用や支援員の増員を行い、対応しているところであります。また、学校の空きスペースが確保できない施設につきましては、国が示す面積基準であります児童１人当たりの必要面積1.65平方メートルを下回らない範囲で受入れを行っており、結果といたしまして希望する全ての児童を受け入れているところであります。

次に、３点目、処遇改善に向けた検討状況はとのお尋ねですが、放課後の児童の安全・安心な居場所を支える重要な役割を担う支援員等の処遇につきましては、令和４年２月に実施されましたコロナ禍におけるエッセンシャルワーカーを対象とした補助金制度を活用し、３％に相当するものとして、報酬の基礎号級を４号級上位に引き上げる措置を講じたところであります。補助金制度は終了いたしましたでしたが、本市では現在も同様の措置を継続しており、処遇の改善を図っているところであります。引き続き学童保育所のサービスを提供できるよう、支援員の確保に努めることといたしております。

次に、２項目め、消防署の設備や装備の改善についての１点目、消防署神林分署の建て替えなどについてのお尋ねですが、神林分署は建設から45年が経過しており、建物の老朽化に加え、十分なスペースの確保といった面で課題があることは認識をいたしております。現在、早期に改善することとして移転を基本に、移転先の選定を行っているところであります。

次に、２点目、消防の装備の更新や補充はとのお尋ねですが、災害対応に必要な消防車両や救急車両は、車両更新計画に基づき更新を行っているところであります。消防活動に必要な各種資機材についてであります。耐用年数が定められている資機材については計画的に更新を行っているところであります。また、防火衣であります。平成29年のガイドライン改正に合わせ、機能や安全性を考慮した国際規格に準拠した仕様の防火衣を採用することとし、令和３年度から順次更新をいたしているところであります。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○３番（野村美佐子君） ありがとうございます。再質問で聞こうと思ったこともお話ししたい

たので、全国では入りたくても入れない待機児童が相当数いるということでしたけれども、村上では今は希望がある人は皆さん入れているということで、安心しました。ただ、待機児童がいない場合でも、先ほど定員を超えた登録があるところは人員配置などをしていましたけれども、登録者が定員を超えているところは11か所中何か所あるのか、あとは人員を増やしているというのはどういう形で増やしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君）　こども課長。

○こども課長（高橋　朗君）　定員を超えている学童保育所の数ですが、現在のところ4つございます。定員を超えた場合の加配といいますか、職員の配置につきましては、課の中で基準を決めまして、そちらの中で対応しているような形となっております。

○議長（三田敏秋君）　野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君）　あと、国の基準の本当に面積は大変クリアしていると、私も何か所か見せていただいたのですが、国の基準よりも本当に面積が広く、割とゆったりしているような、行ったときに夕方が多かったので、子供たちが少なかったところもあるのですけれども、国の集団の規模というのはおおむね40人以下とされているのですけれども、村上の場合はほとんど50人以上、100人というところもありますけれども、ほとんど集団の数が多いと思うのですが、人が多いとトラブルも起きやすく、落ち着いた生活ができないということもあるのですが、そういう問題点とかは各施設からは出ていないでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　こども課長。

○こども課長（高橋　朗君）　100人を超える、今まで神林の学童が特にそうだったのですが、場所を移転しまして2支援体制にするなど対応を取っております。今ほどお話あった各学童からの40人を超えるところについての対応については、一応支援員を増員するということで対応しているというふうに認識をしております。

○議長（三田敏秋君）　野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君）　それで、施設自身はある程度の広さはあるのですけれども、1面でお勉強する場所とちょっと走り回ったり動ける場所と区切りがないとか、そういう施設も何個かあるようのですけれども、例えば先ほどは空き教室の利用やいろんなことを考えていると言っていましたけれども、私が聞いたところでは、やっぱり夏場とか春になったら外遊びもさせたいのだけれども、外遊びや体育館に分散すると支援員の配置が、人手がちょっと足りなくなるとか、子供たちはちょっと興奮する子とかもいるので、子供を落ち着かせたりしたいのだけれども、そういう場所がないとか、ちょっと休ませたい、休養させる場所がないなどの声も聞いているのですけれども、今空き教室の活用とか、人員のさらなる配置など、これから新年度になって、卒業する子よりも受入れが多くなるという施設もあると聞いていますので、それらは具体的に進めていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君）　こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 勉強する部屋とか、あと遊ぶ遊戯室みたいなところについては、それなりの一定の安全性は担保できているのかなというふうには認識しております。支援員さんのほうで例えばこういう状況が危ないよという話があれば、その旨対応はしたいと考えておりますし、あとクールダウンする部屋、医務室的なところではないにしろ、ちょっと静かになれるような部屋の確保については、それぞれ確保できているところもあればできていないところもありますので、できていないところにつきましては、年次計画組んで対応していきたいというふうには考えております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 空き教室も増えることもあると思うので、ぜひその辺を考えていただきたいのと、やっぱり夏休み、春休み、冬休みとかは人手を増やすということが必要だと思うのですが、その辺はやっていらっしゃると聞いたのですけれども、もう一度具体的に教えてください。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 特に夏休み期間についてなのですが、学校で介助員の方について、夏休み期間中がちょうど空くときになりますので、そちらのほうについて学童のほうに勤務していただいて、人数の確保に努めているというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） それは、本当に具体的で助かることだと思うので、今後もぜひ実情をよく聞いて、そういうお部屋が足りないとか、遊ばせるときにこういう危険を見守ることができないなどの声をぜひ聞けるように、何か学童の意見を聞く場を設けるとか、そういうことはやられていますか。各学童のそれぞれの意見を聞く場とか、相談できる場というのは具体的にありますか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 各地区にはなるのですが、例えば村上地区につきましては、月1回主任の支援員さんに集まっていたいて、そこで情報交換をしながら状態を確認しているということでございますし、各地区につきましても、1つずつしかないところもあるのですが、そういったところは担当レベルで話がされているかというふうには認識しています。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。そういう施設や状況については把握できるということで、今後も具体的対応をお願いしたいと思います。

次に、学童保育所の支援員の問題なのですが、専門性が求められるにもかかわらず処遇が大変低くて、長く働き続けられないということもあって、あと全国でも8割が非常勤やパート職員だという現状だそうですけれども、村上市の現状はどうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 学童保育の支援員さん、支援員補助さんは、全て会計年度任用職員で

賄っているような状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 今回、児童館で学童保育をやっていたところもあるのですが、児童館が閉鎖されることになって、学童保育のみということは午後の仕事になると思うのですが、児童館の指導員さんの待遇は、この前お聞きしたらちょっと午前中からの勤務を考えているというお話でしたが、そのいきさつなんかをちょっと教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 今回、4つの児童館につきまして廃止の条例を今上程をさせていただいているところなのですが、それぞれ施設を持っている学童保育所になりますので、そういった施設の管理も含めて当然時間が必要だろうということで、これまでと変わらず7.5時間の勤務の予定とさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 私、この考え方は大変すばらしいというか、実情に合っているというふうに感じているわけです。ところが、学童保育あちこち回ってみますと、それぞれのところで勤務時間がかかなり違っていてまして、12時半からのところ、2時半からのところなんかもありまして、これが働く意欲になかなかつながらないところもあるのかなと。例えば2時半から6時半の開館時間にもかかわらず、主任支援員さんの働き時間も2時半から4時半、どう考えても開設時間に勤務が始まるというのは無理なので、こういうことになりますと4時間の勤務になって、本当にしっかりとここで働こうというような所得にもなりませんし、こういう働かせ方は、この児童館の指導員さんの働き方を認めても、例えば施設の安全確認や、それから掃除もあります。それから、できれば本当は2人にしてほしいと私は思いますけれども、打合せをして、今日子供たちどうするか、今日はこの子が、ちょっと例えば目をかけなければいけない子が来るよとか、そういう打合せの時間も必要だと思うので、最低でも期末手当の対象となる6時間以上の勤務を主任さんや副主任さんには認めて、それなりの仕事があるわけですから、やってほしいなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 学童保育所の支援員さんの勤務時間につきましては、地域の実情だったり、あと業務量だったり、そういったところで判断をして、それぞれの地域で時間を設定してきたところなんです。今のところ、4時間では足りない、6時間にしてもらいたいというお話自体は、直接は私聞いておりません。今後、先ほどお話ししたとおり支援員さんとかの声を聞きながら、もし不測の事態があるのであれば、その辺はちょっと検討していきたいというふうには考えております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 私のほうではそういう声も聞いていますので、ぜひとも、たった4時間、

開設時間と同じ勤務時間というのでは、本当に掃除も打合せも点検もできないというようなところも実際ありましたので、やっぱり考えていただきたいということと、あと例えば学校の中に設置している学童保育に関しては、子供たちが来るのが非常に早いと、すぐたどりまと言ってくるというのもあって、やっぱり勤務時間に余裕がなさ過ぎるというような意見も聞いていますので、ぜひその辺は、予算も増えるわけですが、必要な予算だと思いますので、経験を蓄積する意味でも、主任支援員さんを中心にぜひ御検討いただければと思います。

それと、次にですけれども、今回、今年からオンライン体験活動業務委託料ということで、ベネッセさんからオンラインでモニターを見て子供たちが何か勉強したり、体験したりというのが導入されたようなのですけれども、これも現場の声を聞くと、私たちの仕事を減らそうと思ってやってくれた御厚意だというのは分かるのだけれども、モニターの準備とかパソコンの準備、また子供たちがなかなか画面だけでは、先ほど言ったように大きい部屋で何人もいるわけで、そこだけに集中するということがとても難しいということで、なかなか活用できないというような声も聞いていました。今回、292万もここに予算取られているわけですので、できればこれを教材というか、遊具とか、特に、いろんなメニューがあるのですけれども、創作メニューなんかもあって、これはもう支援員さんがやったほうがもっと具体的でいいのかなと、画面見てつくるよりもって思いましたので、その辺の中身の検討や、現場の声も丁寧に聞いていただければなというふうに思って、どこにお金を使うのかということは大いに考えていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 今年度の後半からオンラインでいろいろ体験する仕組みを利用した事業を開始しました。今ほどお話あったとおり、今まだ二、三回実施しただけなので、いろいろこれから課題が見えてくるのかなと思いますし、あと児童の実際の声も聞きたいなというふうに考えております。そういったものを次年度以降につなげていきたいなというふうに考えておりますし、今ベネッセというお話もいただいたのですが、そのほかに例えば食品会社が主催しているオンラインの工場見学をするとか、あと職員向けのオンラインの研修とか、あと保護者の方のオンライン保護者会とか、様々な可能性を秘めているのかなと思いますので、そういったところを検討しながら、もちろん支援員さんの皆さんの声も聞きながら対応していきたいというふうには考えております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） よろしくをお願いします。

それで、先ほどの話に戻りますけれども、処遇改善の問題では、いよいよ今回国もこの学童保育の重要性や人材不足ということを取り上げて、こども家庭庁と文科省の放課後児童対策パッケージ2026というのが出されまして、放課後児童クラブ、学童に従事する職員の処遇改善の方向が出されて、一部拡充されたと思います、令和8年度から。勤続年数や研修実績に応じた賃金改善の実施に費用補助が出るとかありますけれども、これはもう既にやられていることでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 学童保育所の経費につきましては、子ども・子育て支援交付金を活用しまして運営をしております。その中で放課後児童支援員等処遇改善事業という、こちらのほうの事業を使いまして、先ほどの処遇改善の経費に充てているような形でございます。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 今回から勤続年数の区分に3年間というのが創設されたということなのですけれども、3年たったら処遇が上がるというか、そういうことは今後やる予定になっていますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 保育士さんの賃金ですと、そういう勤続年数に応じて段階的に上がるという方式を取っております。学童保育所の支援員さんにつきましては、これまではそういったところはなかったのですが、そういったところも含めて今後は検討していきたいなというふうには考えております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 国がそういう補助制度を創設したということですので、ぜひとも村上市でもやっていただければと思います。

あと、3%引き上げる処置に対する費用補助、月額9,000円相当というのも出ていましたけれども、これはやってありますか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（高橋 朗君） 今ほど説明した事業を活用しまして、令和4年2月から実施をしております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。児童福祉法の第7条の児童福祉施設として学童保育所を明確に位置づけて、これからも公的責任で十分な施設や場所が提供できる、人材確保ができるようにぜひとも引き続き考えていっていただきたいと思います。

この処遇改善については、市長も十分お考えだと思いますけれども、一言お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も全部ではないですけれども、施設へお邪魔をしまして、支援員の皆さんと少しお話を、立ち話程度であります、させていただいて、子供たちの様子も見させていただいております。そうした中で、しっかりやられているなということを本当に感謝申し上げる次第なのですが、加えて先ほど御答弁で申し上げましたとおり、職員の皆さんの処遇につきましては、令和4年、4年前から会計年度任用職員として配置をしている職員の皆さんは給料表を使っていますので、これ4号級プラス側の措置をして、これずっと毎年毎年給料表変わりますから、上が

っていきます。あと、ほかの皆さんの部分についても今議員から御指摘がありましたので、トータルでどういった配置体制、勤務体制、これが必要なかを考えて、できればそれが会計年度任用職員の6時間以上のシフトができれば、それはみんなそういうふうな形で該当していくわけでありますので、そんなところも含めてこれから進めていきたいというふうに思っております。いずれにしても、現在会計年度任用職員として採用しているわけでありますので、職員と同様に給料表で毎年改定をされているということであります。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。ぜひともよろしくお願いします。

それでは、2項目めの消防署の設備や装備の改善について質問させていただきます。古くてスペースがなかなか確保できないということは認識されているということで、あと移転を基本に考えていきたいということでしたけれども、私本当に、答弁のときに市長が市民の皆さんはもとより、市職員に対しても本当に配慮をしたいと、優秀な職員ですってよく御答弁されますけれども、大事にされているのは重々知っているので、なぜこれが進まないのかなというのをちょっと疑問に思ったのです。というのは、昨年5月12日に私たち総務文教常任委員会の7人の議員で視察に行きました。神林分署に行ったときに、私も古くて狭いよというのは聞いていたのですけれども、見てみたらあまりのひどさに、これは放置できないのではないか、7人全員が思ったのです。

ですから、市長さんにはその切実な実態というか、あれがもしかしたら伝わっていないのかなと思って、拙い写真ですけども、私この資料として神林分署の現状という写真を提出させていただきました。これを少し説明させていただければなと思うのですけれども、①番、車庫に入れられている救急車両の写真なのですけれども、車庫の壁と救急車の間が30センチぐらいしかないのです。いざ出動となって、運転手がバンってドアが開けられないような状態で、それで車出してほかの人が乗り込むのは後ろからでも乗り込めるのですけれども、こういう本当に隣がもう50センチも空いていないような狭い駐車場になっています。

そして、この車の後ろにトレーニングの器具が置いてあるのですけれども、車両の奥のスペースで1人使用するのもやっとなというふうなあれで、このリフティングの機械だけが置いてありましたけれども、やっぱり消防士さんは出動がなくても日々体を鍛えたりすることが求められるので、これも大変なことだなと思いました。

また、防火衣の置く場所もこういうふうに車庫の後ろにただかけられているだけなのです。ですから、着替えもここで行うのですけれども、本当に大きな男の人たちがこの1メートルぐらいのところ、ロッカーもなく着替えなければいけないというような状況です。

そして、この⑤の写真は、車庫の救急車のちょうど上に倉庫みたいのを作っているのですけれども、ここにタイヤとか器具を収納しているのです。もちろん階段とか行くすべがないので、冬タイヤとかの取替えのときにはここにはしごをかけて重いタイヤを下ろす、逆に訓練になっているのか

と思うような、もう厳しい状況で収納していると。

それから、中の様子ですけども、⑥です。12畳の部屋に毎日5人ずつが寝泊まりします。12畳ですから、1人当たり1畳ちょっとなわけです。これでコロナのときには神林分署は閉鎖の危機に陥ったと。結構コロナが蔓延して、よそからの応援でかろうじて閉鎖にはならなかったけれども、そのときやったパーティションが奥の窓の上に一反木綿みたいな感じである、これが薄いビニールなのです。これをひもを通してビニールを張ったというか、通しただけの、それがパーティションだということで、本当に空気も何も通してしまうような、そういう劣悪な状況で寝泊まりしていると。

次のページの⑧ですけども、これが脱衣所です。脱衣所には洗濯機も置かれていますので、本当に1メートル四方ぐらいしか脱衣スペースがありません。

⑨のシャワー室は、昔のボイラーが外にあるようなやつで、シャワーが1個しかないので、1人しか入れないと。例えば夏に出動して帰ってくる、そして冬に帰ってくる、そうすると冬は寒くても浴槽がない、夏は大汗かいた人がずっと待っていなければいけない、そういう状況で活動しているということがありました。

私は、これでは命を守る消防士さんたちが逆に体力増強と健康を維持できるような状況にないのではないかと、本当に消防士さんが心身を鍛えて静養できるような施設を一日も早く建設してほしいと強く思いました。補正も組んで、ぜひとも来年度中に、令和8年度中に調査や設計計画を進めていただければと思いますが、これは放置できる状況ではないと考えますが、市長、この実態も見ていかなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私も合併前から分署のしつらえについては承知をしております。その中で職員頑張っているのも承知をしております。従来から御答弁申し上げておりますとおり、これにつきましては分署に限らず、全ての公共施設今後どうしていくのかという、その中で、先般も代表質問の中で消防長のほうから答弁させていただいたとおり、その手法、これを改善していく手法について検討しているということでもあります。ここについては、そのスケジュール感の中で消防のほうで検討していただいているというふうに私承知しておりますので、内容は分かっています。分かっているのだけれども、それ原課のほうでしっかりと青写真をつくっていただくということがスタートなのかなというふうに思っております。私もこれまで数次にわたっていろんな提案をいただいて、その中で例えば荒川分署との統廃合、それと神林支所への移転、そうしたところを踏まえて、市内全域のエリアを中心とした消防力のバランスがどうあるべきかということも併せて検証してくれということはしっかり指示をさせていただいておりますので、消防本部のほうでしっかりとそれについては検証していただく、これが第一義的に必要なことだというふうに承知をしております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 消防のほうから出してもなかなか通らないというふうなことではないのかなと思うのですけれども、この写真のほかにも、ここ合併浄化槽でなくて単独浄化槽なのです、市の施設なのに。生活排水が直接外に流されると。土が詰まって畑のほうに流れたことがあって、苦情が来たこともあると。こういう市の施設で生活排水を垂れ流しているということだけを見ても放置できないような状況ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） その件につきましても先日そういった形で御指摘をいただきましたので、消防のほうで現状どうなっているのかということを示指をさせていただいたところではありますが、あの合併浄化槽の中で処理をされていると。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（高橋邦芳君） 消防長、それ詳しくこの後答弁をしてください。詳細について私のほうでそのことについて承知をしておりませんので。

○議長（三田敏秋君） それでは、今の件で消防長、よろしいですか。
消防長。

○消防長（瀬賀 誠君） 神林分署の排水の件ですけれども、現在トイレの排水については浄化槽で対応しておりますけれども、流しとか、そのほかの部分につきましては、生活排水をそのまま排水しているというような状況でございます。その排水につきましては、排水路を通じまして近くの畑の脇を通して、排水路のほうにずっと流れていくわけなのですけれども、やはり臭いが時々出るということで、その畑の地権者の方から結構苦情をいただいております。私どもの消防署の職員でその都度排水のほうを清掃しているという状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 何か涙が出るような実情なので、ぜひとも本当に、順番があるといいますけれども、例えば正確ではないですけれども、38世帯の市営住宅に18億円という、本当消防署が幾らになるのか分かりませんが、そこをやっぱりそんなにかけなくて済むようにして、消防署にお金をかける、それぐらいしても必要な施設だと私は思いますので、これは放置できないと、この見学に行った議員全員が思ったことですので、ぜひその思いを受け止めて、検討を促進していただきたいと思います。

次に、消防士の装備についてなのですけれども、おっしゃっていただいた消防士の特に防火服、防火衣についてお聞きしたいと思います。消防士の防火衣の耐用年数というのは、基本的に大体どれぐらいというふうに考えられていますか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（瀬賀 誠君） 防火衣についての耐用年数でございますけれども、メーカーのほうに問い

合わせましたら、おおむね7年ぐらいというふうな回答を得ております。ただし、防火衣につきましては、使用頻度によりましてやはり長持ちするものでございますので、村上消防では耐用年数というのでしょうか、そちらのほうは定めておりません。ですので、耐用期間も規定等には載っていないという状況でございます。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） ありがとうございます。私も調べたら、やっぱり6年から8年、長くても10年と言われている、メンテナンスや洗浄などをしっかりやって15年もたせることもあるというような記述でした。ただ、防水機能とか防護性能が低下するおそれがあると、特に裂けとかこすり、穴空き、過度な汚れが認められる場合は、使用は停止すべきというような書き方もされていました。全国のあれを見ると、おおむね10年ぐらいをめどとしているというところが多いように思います。村上市には消防士が138人おられるとお聞きしましたが、勤続10年以上の方が102人、うち新しい防火衣が貸与された人は36人で、66人の方は今、耐用年数10年とすれば、それを越えたものを着ていることになりますが、少なくとも、そんなに大きな火事は多くないとしても、三幸製菓の火事や山火事なども発生しているわけで、命を守る消防士の命が危険な状態にあるのではないかと危惧するのですが、新防火衣の貸与はどのようにこれから更新していく計画でしょうか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（瀬賀 誠君） 防火衣の更新につきましては、令和3年度からガイドラインの改正によりまして順次更新をしていっております。令和3年度からの更新につきましては、計画といたしまして年間10着ずつの更新を検討していたところであります。ですけれども、年度内の予算で更新していくということもございますし、防火衣一式1人分約40万ぐらいの〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕大変高価なものでありますので、なかなか更新が進まないというところがございます。今現状で更新された着数というのは、34名分これまででございます。それにプラスして、新採用職員につきましては、その新採用職員分を必ず新しいものを支給しているという状況でございます。今後なるべく早めに、職員の体を守る大切な装備ですので、更新のほうを検討してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 全くそのとおりだと思います。それで、全国的にも10年ぐらいで買い換えていて、それで例えば鳥取とか、それから岡山の倉敷なんかでは、10年ぐらいで買い換えたものを、この処分にも結構お金がかかるので、被服の会社と提携して、そこに提供して、かばんとかポーチとか防災頭巾、また表は防火、裏は防水のレジャーシートなどを作ってもらって、その業者がシートだと3,000円以上で売っているとか、そういう活用もしているのですが、私今回神林分署に行っただけで防火服を見せていただきました。この⑩番で、何かこれ結構きれいに写っているのですが、とてもリサイクルできるような状況ではないなと思いました。特にこのオレンジの反射

帯というのですか、火事の煙の中とか夜間の活動で光って位置が確認できるものだと思うのですけれども、これ色あせて本当に光るのかなというふうに思うものもありましたし、ちょっとほつれもありましたし、かなり、これは20年以上着用しているものだそうです。ですから、確かに30万、40万かかって決して安いものではないのですけれども、最新のものは、夏場物すごく暑いヒートストレスがあるということで、下に活動服を着て上に着るというらしいのですけれども、下にTシャツでこの防火衣を着れるというような新製品というか、規格のものも出てきているということもあるそうなので、ぜひとも、命を守るものですから、予算がないで済まされないと私は思うのです。ですから、この66着に関しては、15年以上でもいいですけれども、毎年10着と言わず、本当に一気に替えていただければ、1,000万ぐらいの予算つけて一気に替えていただかないといけないものだと思いますけれども、市長、どうですか。命に関わることなので。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 常々最前線で活動する消防職員、これは命を賭して、そういうふうな形のケースもあるわけでありまして、私のほうからは、常備も非常備も含めてでありますけれども、装備については常に最新のものというか、活動しやすいものにしてくれということで、これまでも、現場見てもらえば分かると思いますけれども、十分それは対応してきたつもりでいます。その中で更新時期を迎えているものについて、それはそれぞれ常備・非常備の部分をしっかりとコントロールしていくのが消防本部の任務だというふうに思っておりますので、そのことは改めて指示をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、やはり特に、議員御承知のとおり各階級がありまして、現場活動するにしても最前線で活動する者、それから引いて活動する者ありますので、私のほうからは常に最前線の装備は最新のもの、最良のものにしてくれという指示をしておりますので、そのように措置をしているものだというふうに私は認識をしております。ただ、今そういう御指摘をいただきましたので、また内容について詳細に検証をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君） 新しい職員については、その人に配付されるものなので、若い職員は結構最新のものを着ているけれども、20年以上の勤続の人は結構古いのになっているということで、こういう実態をぜひつかんでいただいて、今市長から心強い発言ありましたので、消防長、ぜひ具体的に実情を出して、何着欲しいのだということで、ないと命が守れないのだというような〔質問終了時間5分前の予告ベルあり〕ぜひ要望を出していただければと思いますけれども、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（瀬賀 誠君） 最新ののであれば、やはり消防活動に非常に有効でございますので、今後そういったものもしっかりと導入できるように検討していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 野村美佐子さん。

○3番（野村美佐子君）　これから本当に、異常気象もあって、災害もあって、消防士の皆さんには本当に御苦労かけると思うので、こういうところにこそお金をかけて、安心して私たちが住めると同時に、助ける側の人たちも安心して職務を遂行できるというような状況をぜひつくっていただきたいと思いますので、大変具体的に検討していただけるというお言葉も聞きましたので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

　以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

○議長（三田敏秋君）　これで野村美佐子さんの一般質問を終わります。

　午後2時まで休憩といたします。

午後　1時47分　　休　憩

午後　2時00分　　開　議

○議長（三田敏秋君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（三田敏秋君）　次に、4番、富樫光七君の一般質問を許します。

　4番、富樫光七君。（拍手）

〔4番　富樫光七君登壇〕

○4番（富樫光七君）　最後になりましたが、新緑会、早稲田の富樫光七です。よろしくお願ひします。早速質問事項を進めたいと思います。

　1項目め、中小企業の消費税納税について。一般的には、消費税は消費者が支払うものであると認識されているようですが、実際には事業者が支払い、しかも赤字企業にも課せられる直接税であるとも感じています。市内には中小企業が多くありますが、事業者によっては消費税は、支払いのための資金繰りや経理実務の面で単なる税負担以上の重荷になっています。その上、中小企業は取引先との関係等で価格転嫁の面でも苦労している実情があります。このことについて、市長はどのように認識しているかを所見をお伺ひします。

　2項目め、道の駅朝日について。先般、公募型プロポーザル方式により管理運営候補者が選定されました。現在管理を受けている地元企業は選定されませんでした。その経緯について伺ひます。

　3項目め、市営中川原住宅改築工事について。市営中川原住宅は、老朽化に伴い鉄筋コンクリート1棟38戸、事業費18億3,000万円で改築が予定されていると説明がありました。事業費の半分は起債を充当する計画のようですが、その償還も加味した収支見込みについて伺ひます。

　4項目め、鳥インフルエンザの防疫措置について。鳥インフルエンザ発生時に約130万羽の鶏を早稲田地内の当時の養鶏場敷地内に埋却処分してから3年が経過しました。周辺環境への影響をどのように捉えているか伺ひます。

　以上、お願ひします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） それでは、富樫光七議員の４項目の御質問につきまして、順次お答えをさせていただきます。

最初に、１項目め、中小企業の消費税納税についてのお尋ねですが、市内の中小事業者が経済活動を進める上において、持続可能で安定した経営を確かなものとするため、本市では資金繰りを支援すること、事業者においては利益を確保していくことが重要であると認識をいたしております。基本的に生産コストを価格に転嫁することは適正な経済活動だという認識を持っており、事業者の消費税の納税が納税以上の負担になっているという御指摘であります。これについては十分な検証を行う必要があると思っているわけであります。その上で、本市といたしましては、それぞれの事業者の持続可能で安定した経営を維持するための支援を不断なく実施することといたしているところであります。

次に、２項目め、道の駅朝日についてのお尋ねですが、道の駅朝日管理運営候補者選定プロポーザルの実施に当たりましては、民間事業者の参入意欲を十分に把握した上で事業を進めることとし、まずはサウンディング型市場調査を実施いたしました。本調査では、事業化の初期段階において民間事業者から幅広く意見やアイデアを募り、その成果を基に公募条件を整理したところであります。その後、昨年令和７年９月１日に実施要領を公表し、応募者の資格審査を経て、同年１１月５日に道の駅朝日管理運営候補者選定プロポーザル審査会を開催をいたしました。審査会には事業体３者からの応募があり、それぞれの事業計画及び収支計画に基づくプレゼンテーションについて２１の評価項目を総合的に評価し、厳正なる審査を行ったものであります。その結果が最も高い評価を得たあさひミライ共創パートナーズを管理運営候補者として選定したところであります。

次に、３項目め、市営中川原住宅建築工事についての起債償還も加味した収支見込みはとのお尋ねですが、市営中川原住宅の建て替え事業につきましては、令和８年度から令和１０年度までの３年間の継続事業として実施する予定であり、総事業費は約１８億３,０００万円を見込んでいるところであります。財源内訳といたしましては、社会資本整備総合交付金が９億１,００８万円、起債借入れは９億１,０００万円を見込んでいるところであります。起債の償還であります。３年据置きで２５年償還、現在の利率２.８％で試算しますと、令和３５年で償還が完了し、元金と利子を合わせた支払い総額は約１２億８,０００万円となる見込みであります。

次に、４項目め、鳥インフルエンザの防疫措置のお尋ねですが、令和５年１月に発生した高病原性鳥インフルエンザにつきましては、防疫作業で殺処分した家禽を発生した農場の敷地内において埋却処分をしたところであります。県では、埋却物による影響の有無を確認するため、地下水９か所、河川水２か所の水質調査を毎月実施しております。これまでの調査結果において、当初の数値から大きな変化が見られていないことから、埋却物による地下水等への影響は確認されていない

ものと報告を受けているところであります。なお、調査につきましては当初3年間とされておりましたが、地元住民から調査の継続を求める要望があることから、現在県において調査を継続する方向で調整が進められており、本市といたしましても周辺環境への影響につき、引き続き注視をしてまいります。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。早速1項目めから再質問させていただきます。

この消費税云々という扱いを市の一般質問で上げていいのか悪いのか、私もちょっと悩んだのですけれども、私の思いは市内の中小零細企業がいかにも大変な社会環境の中で日々頑張っている、経営しているかを市政に直接関わる皆様と共有したいと思い、項目の一つに上げさせていただきました。実は最近まで私も、この消費税ができて30年間、こんなことが起きているのだということは知りませんでした。なので、一応皆さんと情報を共有したいと思います。

次に、質問にお答えください。質問1、消費税は消費者から預かり、事業者が支払う間接税である。もう一度読ませてもらいます。消費税は消費者から預かり、事業者が支払う間接税である。このことに対してイエスかノーでお答えしてほしいのですが、地域経済振興課長、税務課長、財政課長にイエス、ノーで返答をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えいたします。

これ間接税です。

○議長（三田敏秋君） 税務課長。

○税務課長（永田 満君） 私もイエスであります。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（榎本治生君） 同じくイエスとお答えさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） イエスということは、間接税であるという認識でよろしいのですね。それに対する私の調べた中での答えなのですが、消費税は間接税ではなく直接税、売上税である。具体的には、消費税法では消費者から預かった税を納めよと書いてはいない。それはどこに書いてあるかといいますと、消費税法第4条、課税の対象というところに書いてあります。預かり金ではないということに対しても、裁判の判例で平成2年の東京地裁、平成17年の最高裁判所の判決では、消費税は対価の一部であり、事業者が消費者から預かっているものではないと判断されています。その実態なのですが、レシートに消費税と記載されていても、それは法的な義務ではなく、実際には売上げの一部に対して課せられる税金であるということです。これに対しての答弁云々というのは要りません。

次進みたいと思います。2つ目、これで最後です。給与、正社員は消費税の対象外である。これ

もイエスカノーで、地域経済振興課長、総務課長、政策監に返答をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 地域経済振興課長。

○地域経済振興課長（富樫 充君） お答えします。

イエスです。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（長谷部俊一君） 丸でございます。

○議長（三田敏秋君） 次、政策監をお願いします。

○政策監（須賀光利君） 丸でございます。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。給与は、消費税の対象外であるということですよね。

では、私の調べた中での答え。給与は消費税の対象外だが、外注費、非正規、派遣は対象となる。このため、企業は消費税を節約するために正社員を解雇し、非正規雇用への切り替える動機が生まれます。これが国民生活の基盤の悪化につながっているということです。赤字でも納税義務があり、法人税と異なり、消費税は利益が出ていない赤字経営でも納める必要があるため、中小企業の倒産や破産を誘発する。今の話は私の調べた文言なのですが、この話を踏まえて直接私の身に置き換えてみますと、実際には、私の給与でも何でもそうなのなのですが、消費税20%、社会保険料合わせて20%、市民税10%、これにも多少の前後はありますが、これで50%の税金がかかっています。そして、その残った給料を持って買物に行きますと、スーパーでまた10%の消費税が取られ、可処分所得は半分以上になります。これで今の所得水準では景気が悪く、また若い人が結婚したくても難しい、これが現状ではないでしょうか。改めてこのような現状を理解して、今後も市長を先頭に緊張感を持って市政運営をしていただきますようお願いいたします。返答は要りません。

第2項目め行きたいと思います。道の駅朝日について。今回の管理運営には、私も基本的には賛成です。その上で質問させてください。公募型プロポーザル実施要領の2ページ最上段のところに、一通り読みましょうか。AまたはBもしくはAプラスBの組み合わせによりというような文言がありますが、具体的にはどのようなことでしょうかという質問なのですが、今その部分を具体的に読み上げます。「市が管理運営者としてふさわしいと認めた場合は、指定管理者制度又は業務委託若しくはその両方の組み合わせにより道の駅の管理運営者とするための手続を行います」とあります。私さっきAプラスBとか、A、Bと言ったのは、Aは指定管理者制度の指定管理部分、Bは業務委託の部分、そしてもしくはその両方というのは、このAプラスB、指定管理者制度または業務委託という2つのことをいっていますけれども、この内容について具体的に教えていただけませんか。観光課長、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（山田昌実君） 今ほど議員おっしゃった公募型プロポーザル実施要領に記載されている件についてでございますが、道の駅朝日の運営手法は、いわゆるみどりの里の部分でございますけれども、関係法令を遵守しながら民間事業者のノウハウを生かして運営に当たる指定管理でございます。この件につきましては、道の駅「朝日」拡充基本計画にも記載されているとおりでございます。ただし、道の駅の道路、休憩施設部分、ここにつきましては、これは国の施設でございますけれども、市と国で協定を締結してございます。こちらにつきましては、今現在業務委託を行っているということで、指定管理者による業務委託を行っているものでございます。こういった事業形態を、運営形態を考慮して、要領のほうに記載されたものでございます。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。今の課長の答弁から私が理解したのは、要は指定管理をするという会社とBという業務委託をするという会社と、あるいはその両方を1つに頼んでもいいのだよという、そういう理解でいいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（山田昌実君） 議員がおっしゃるようなAという事業者とBという事業者と、そういったことも考えられますし、現在は近くに指定管理者がいらっしゃいますので、一体的に業務委託も行っていただいているというような現状でございます。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） 今の答弁を蒸し返すのではないのですけれども、もしそのAとB、指定管理者というのと業務委託をするということが別々にもし発注できる可能性がまだ残っているのであるとすれば、できれば業務委託をするという部分に対しては地元企業をぜひ指定管理というのですか、業務委託先として指定してほしいというのが私のお願いなのですけれども、なぜかといえば、大手の人たちに発注することは私も賛成です。だけれども、その大手情報発信会社と同じテーブルの上に立案・企画・情報発信に参加することによって、地元の若い会社が、若い人たちが汗水流して苦労しながらそのノウハウを吸収して、勉強して、成長するというまたとない機会であるから、私お願いしたいなということを言っているのです。なので、例えばその全てを管理運営会社が、いや、業務も全部うちで一括受けると、その代わり発注するのは現場の地元の人に発注することになると、せっきくの村上市内にある大事な資産である道の駅のここから若い人たちが吸収することができる、情報発信することから、立案・企画、そして情報の発信の仕方、それはやはり同じテーブルの上で議論する機会を設けてやらないと、なかなか吸収できないのではないのかなという危惧がされているところがあるからなのです。そのことというのはどういうことなのかといいますと、市長は事あるごとに地元企業の発展と安全を望んでいること、また市長としての発言も行動も持続可能な村上市を最優先に考えていると発信しておられます。10年に1回契約してしまうと10年後になってしまうかもしれないこの時期に、この選定の機会を生かして、どうか地元の企業に直接市か

ら発注されるという部分を残していただきたくお願い申し上げたいのですけれども、よろしく願いします。市長、お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 行政の役割というのは、地元の事業者、これの経済活動をしっかり支えると、これまさに重要なポイントだというふうに思っておりますし、それを見据えてこれまでも政策運営に当たってきたつもりでいます。その上で、今回道の駅のプロポーザルに3者手を挙げていただきましたけれども、本当にありがたかったなというふうに思っているのですが、その中で今後を見据えた中で最善の者についてを管理運営候補者として認定をさせていただいたという経緯は、先ほど申し上げたとおりであります。その上で、これまでも従来から取組をしておりますが、例えば企業誘致でありますとか、新規の事業体の参入でありますとか、そういうものを積極的に取り組んでいるわけありますので、そういった意味で村上市をフィールドとして選択していただいたというのは、本当にありがたいなというふうに思っております。

加えて、地元の事業者と連携できるところはしっかり連携をしていただくということが非常に重要だと思っております。せんだって私も管理運営候補者決定後にその者の皆さんとお会いをしたときに、ぜひ今指定管理を受けていただいている者の皆さんのノウハウをしっかりとそのスキルを継承させていただく、また協議をさせてもらって、この地域にしっかりと根づいた、そういうものにしていきたいということをミライ共創パートナーズの皆さんからそういう言葉をいただいておりますので、ぜひそんな形でこれから、どんな形の取り合いができるのかも含めて、原課のほうにはしっかりとそれを検証するように指示をしたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。市長の言っていることに対しては、私も重々承知しているつもりではいるのですけれども、なかなか最後の詰めのほうに来ますと、みんながまだ一抹の不安があるということをよく耳にしますので、そのことに対して、先ほど言いました管理運営するという、要は管理者、経営者ですね、その部分と現場を運営するという業務委託の部分、この部分で、この文言から読み解きますと、そういうふうに十分私でも理解できる内容になっておりますので、今の市長の考えの下、これから進める中において、ぜひ地元の人も村上市と一緒に、直接という部分を残しておいて、その新潟のミライ共創パートナーズでしたか、その会社と同じテーブルの上で議論に参加するという機会をできる、常時できるような場所に地元の業者のことも面倒見ておいてほしいというのが、これがお願いなのですけれども、これでこの問題に対しては十分市長が理解されていると思ひまして、次へ進めさせていただきます。

では、3つ目、市営中川原団地改築工事について。この件については、私も基本的に反対しているわけではありません。ただ、予算額18億3,000万円の観点から質問させていただきます。高い、安い、抽象的な言葉だけでなく、今私の手元には、ここに新発田駅前、来年の春先に完成するマン

ションが、このパンフレットがここにあります。もう一つは、新潟の駅南歩いて12分、完成する、これも14階建て52戸のマンションなのです。この2つの具体的な話を参考にさせていただきまして、これから進める中川原団地にも、これに対して話の整合性が取れて、後で何か問題があったというようなことを市民のほうから言われたいような形で進めてほしいなということで、質問させていただきます。

こっちは新発田の駅前に来年の春完成しますマンションのパンフレットです。こっちは来年の春ですか、これは。来年の3月になっています。3月に完成する新潟駅南にあるマンションのパンフレットです。ここから私の数字を引っ張り出してきたのですけれども、この新発田から行きますか。地上10階建てで、2LDKから4LDKの45戸を販売する。価格は3,500万円から、最多価格帯は4,100万円台、5月中旬から順次契約を進めている、これが1点です。もう一件、来年の3月、新潟駅南口徒歩12分、920メートル、完成する14階建て52戸のパンフレットには、2LDK、3LDK、4LDK、その最多販売価格帯、税込み4,000万円台7戸。これらを踏まえて、今回の公営中川原団地に当てはめて単純計算すると、建築費だけで38戸掛ける4,000万円として、15億2,000万円という数字が出てきました。これと私たちの今計画しております中川原団地を比較してみますと、あちらの新潟駅と新発田駅の物件は土地・駐車場付きの販売価格であること、企画・販売の流れを見てみますと、あちらのほうは発注者、2、企画・立案、3、設計会社、4、建築会社、5、協力会社、6、販売会社、そして7つ目にお客様というフロー、多分流れをくんでいくのだと、これが普通だと思います。これに対して、村上公営中川原住宅に当てはめてみますと、1、発注者、村上市、2、設計会社、3、建築会社、4、協力会社、5つ目にお客様があるのですけれども、これは発注者の村上市に戻るわけですから、4つの段階しかないのです。さっきは7段階があって、その会社が各1割あるいは15%か知らないのですけれども、経費を含んだ中での小売価格が4,000万円ということなのです。これらの具体的な環境条件を踏まえて鑑みれば、もう一度というか、再考していただく余地はあるのではないかなというのが私の意見であり、市長に対する質問なのですけれども、今村上市は財政健全化の真ただ中にあります。このような事例も参考にして、どうか次世代に多額の借金を残すようなことがないようにお願い申し上げます。これに対して市長の答弁をお願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 議員御指摘の今民間の施設でありますけれども、民間施設の営業活動と公共事業としての公営住宅、これは基本的に考え方が異なるものだというふうに承知をしております。加えて、公共施設の場合は一定程度の基準に基づいて、これは何も根拠のない形で積み上げている数値でなくて、社会資本整備交付金の立てつけ、それとそれに足りない部分については優良債を充当するという、こういう制度設計の下にやっている内容でありますので、それを並べて全てイコールということにはならないのだろうというふうに思っているのがまず1つ。加えて、今営業活動で

やる分譲の部分と公営住宅としてやる部分というの違い、これについては今ほど申し上げたとおりでありますけれども、それを踏まえた上で設計を組ませていただきました。加えて、駐車スペースも当然あるわけでありまして、1階部分がハザードがかかりますので、ハザードをクリアするという形で制度設計をさせていただいた。ここに至った経緯は、先般議場で御答弁を申し上げた内容でありますので、ここでは割愛をさせていただきたいというふうに思っておりますが、そうした全ての要因を加味した上でこの事業を今進めさせていただいているということで、御理解をいただければなというふうに思っている次第であります。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） 市長の思いも理解できますので、これから進めるときに、現実にはこういうことが身の回りで起きているのだよということも踏まえた中で、市民に納得のできる形での公営住宅の建設をお願いしたいと思います。

次へ行きます。4つ目、鳥インフルエンザの防疫措置についてなのですが、2023年の1月、令和5年ですね、早稲田の集落の上のほうに500メートルぐらいの位置のところに130万羽という鳥埋めてあるのですが、実際にどのくらいの量かというのをちょっと分かりやすく説明したいなと思いますけれども、先般の村の組長会議のときにその組員の一人が持ち出してきた話なので、おまえ、すごいなと思って、これは一般質問に使わせてもらおうと思って、その具体的な数字を私なりに変換した中で計算してみましたので、お聞きください。一般的な数字で、この130万羽をどのくらいのキログラムになるのかというのを換算してみました。見ますと、大体2キロから2.5キロというのが卵を取るニワトリの1羽当たりの重さらしいのですが、それを単純に130万羽に2キロとして計算すると260万キログラムという、要はこれはトンに直すと2,600トンになります。10トントラック260台分の鳥があそこに埋設されているのです。ここまでは組長会議のとき出た話なのですが、もう一言僭越ながら突っ込んで言わせてもらえば、1人65キロとすると、この260万キログラム、2,600トンというのは4万人に相当する量なのだとしたほうが分かりやすいかもしれません。人に例えるというのは失礼なのは百も重々承知しているのですが、それぐらいの量に匹敵するものが集落の上に埋設されたまま3年間経過しているという事実なのです。

この中で今話を、3年過ぎたので、予定どおりに試験掘削する、あるいは焼却処分をするというような話を今進めているところなのですが、その中で県・村上市・養鶏業者・集落の間で話の理解にずれが生じています。先ほど市長の答弁にありましたように、確かに県のほうからは3年でやめたいのだけれども、おまえら、そうでなければこれ検査するところ半分にはしてくれないかという話は実際に県のほうから来ましたが、保健所のほうから。だけれども、集落の人に聞いたら、それはまだ心配で駄目だわということだったので、お願いして、さっきの市長答弁と同じように継続してもらうことになりました。それはありがたいことだと思います。ただ、今のこの埋めてある130万羽と同じような時期に、中条にも養鶏場、羽数は違うのですが、埋設されたのですが、

そこは、その話はいいですか。今の早稲田の話に戻りますと、それを試験で掘って、4者で立ち会って、県・村上市・養鶏業者・集落、その中でみんなで掘って見てみようという話だったのですけれども、今になったら、私社長に聞いたのではなくて、副社長にまでは一応確認したのですけれども、いや、それは再開したときにそうするというような話のことだったので、再開していない今においてはそれはするつもりはないという答弁でした。これは最近、ここ1週間以内の答弁なので、間違いないと思います。ということは、この先あのまま永遠にあそこに埋めておくのかとなると、これもちょっと集落の人は納得できない、心配しているところなのです。

さっき市長答弁の中に、過去3年間の水質検査をしたらあまり異常値はなかったという話があったのですけれども、その話にはちょっと付け加えさせてもらいますと、実はこの3年間の間に、養鶏場に一番近い集落のうちあるのですけれども、それはどのくらいあるかというと、300メートルから400メートルぐらい離れていますかね、そのうち。そのうちは、なぜか知らないけれども、今まで過去に検査やった、1年間に、例えば1か月に1回ですから、12回やるのですけれども、必ずそのうちの一、二回は異常値が出るのです。ここで具体的な名前挙げるとまずいので、それは控えさせてもらいますけれども、そのデータもしっかり保存してあります。そのほかにも集落の中で過去に異常値出てきたのは三、四件あります。その三、四件のデータを見てみますと、養鶏場があるところ、それから早稲田にはガソリンスタンドがあって、関口橋という高根川を渡っていくところに清水が出るところがあるのです。私たちちっちゃいとき、川で泳いだとき、必ず水飲むときはその清水のところで水飲んだのです。今では、出ていますけれども、誰もそんなこと若い人は多分知らないし、飲んでではもちろんいけません。その清水が湧き出ているところと養鶏場を一直線に結びますと、何とその異常値が出たというその部分というのは、その延長線上で起きているのです。なので、影響がないということでこの話をこのままにしてなかったことにするというのにはあまりにも乱暴過ぎて、ちょっと村上市のやることではないなと思っています。

なので、私は何を言いたいかというと、そういうのが現状なので、私が一番最初、2年前にここに議員になって初めてそこに立たせてもらって、膝ががくがく震えながら発言したことがあるのですけれども、あのときに私同じ質問をしたときに市長の答弁は、いや、新潟県には県の条例があるから、村上市ではそんな条例を、市の条例を制定するなんていうことは要らないということでの答弁だったと思います。でも、今あれから2年過ぎて、私今改めてそのことを思い起こせば、やはり市の条例では賄い切れないところは必ず起こるのだという事実なのです。なので、例えば法律には憲法もあって、何だかんだ省令があって、そして県に来れば県の条例があってするわけですから、当然市にも今あるわけではないですか。とすれば、この養鶏のこういう悪臭、公害問題に対しても、新潟県にあったにしても、村上市の実情に合った中で、それは市の条例としてこういう問題がまた起きたりしないような形でやはり催促というのですか、その条例は、つくれという、そんな乱暴なことは言いませんけれども、それを検討する余地があるのではないのでしょうかということを市長

をお願いしたいのです。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 過去にここで御答弁を申し上げた内容がどういう経緯で私が県に条例があるので、市に条例は必要ないと言ったのか、今それ明らかにできません。申し訳ありません。ただ、今、私もこれまであそこは十分気をつけて、そのことについてちょっと注意深く見守っていたものですから、その中で異常数値は出ていないという復命しか頂いておりませんので、ただ現実そういう形で異常値が出ているというお話今議員からいただきましたので、これ直ちに確認させていただきます。それで、もしそういう状況なのであれば、直ちにこれは、どこの法律・条例があろうかならうが、改善することが必要なのであればしなければならないというふうに思っておりますので、ただ今我が国の法令の立てつけは、そのこのところまで丁寧に多分対応できるような法体系になっていいますので、議員御心配の向きまでは必要ないと思うのですけれども、いずれにしましてもその数値が異常だという話今お聞きをしましたので、直ちに確認をさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） 富樫光七君。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。それが基準値以内の2倍とか3倍、そんなレベルではないのです。〔質問終了時間10分前の予告ベルあり〕数百倍のレベルでその数値が上がるのです。だから、無視できないはず。それが数回であったにしても、俺土の中の水はどういうふうに動いているのか分かりません。ただ、湧き水が出ているということは、土の中にも川のごとく、土の中を流れる多分川があるのだなというふうには想像しているのですけれども、そういうことから考えると、ここはしっかり対応しないと、早稲田だけでなく、そのの神林にもこの間ありましたし、たしか坂町にも同じようなことを山田議員が前に発言したこともあるので、そういうことも全て鑑みてみれば、そういうことを検討する、そろそろ検討委員会を準備してもいいのではないのかなと。だって、村上市は自然が豊かで伝統が深く云々ということ売り物にしている大事な基本的なことではないですか。その部分をやはり、企業を優先とか地元の雇用云々という、そんな言葉だけで片づけるというのはちょっと村上市、市長らしくないと思いますので、ぜひそこを検討をお願いしたいなと思います。

質問は、これで私のあれは終わるつもりなのですが、時間が8分ありましたので、一番最初の消費税のところで、私資料としてみんなにお渡しした図があるのですけれども、もう一度復習を兼ねてその図で、さっきの私の発言では理解できなかったと思うのですけれども、そこに説明させてもらいたいのですけれども、議長、いいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） どうぞ。

○4番（富樫光七君） ありがとうございます。申し訳ございません。5分ぐらいで終わりたいと思いますので、お付き合いをお願いします。

その図を見てください。①とあるところから簡単に説明させていただきます。多くの国民が消費税

に抱いている幻想なのです。私たちが消費税に対して持っているイメージは、多分これなのだと思います。適正な経費・原価に適正な利潤を乗せて、適正な売価を設定します。そして、その適正な売価に10%または8%の消費税を加味して、そして適正な販売価格を決めている。これが私たちが思っている消費税に対するイメージだと思います。

しかし、②を見てください。消費税法第2条と第4条に私のさっき言った言葉がもっと何か分かりにくい言葉で表現してありますけれども、なぜそういう間違いがさっきの課長の答弁にもありましたように起きているのかなと思いますと、消費税が預かり金であると誤認される仕掛けがされているのです。それはなぜかという、どこでも、スーパーでも買物に行きますと、税抜き価格と税込み価格って分けて表示してあります。これが、ああ、消費税は俺が払ったのだなというお客様に思わせる仕掛けです。2つ目、それがレシートや請求書にそういう形で記載されているので、消費税は消費者が払っているというふうに勘違いされる大本、仕掛けがこんなところにもされていたのだなというのは、今になって私も気がつくことができました。

では、現状はどうなっているのだやというのをさっきの言葉ではなくて、絵に描いたほうが分かりやすいと思いましたので、私これ、去年の12月、衆議院の国会の中で高市総理と片山さつきさん、そしてその質問席に立ったのが安藤裕さんという方のやり取りの中で使ったパネル、そのまんま許可を得て流用させてもらったのですけれども、この3の図を見て分かるように、インボイスのある経費、インボイスのない経費、そしてそこに利益を乗せて、私たちは売上げということでお客様に請求するのです。さっきの答弁にもありましたように、人件費には消費税はかからないという形の答弁がありました。私もそう思っていました。実際に計算はそういう形で計算しているのです。誰がそういうふうに計算しているかというと、税理士、経理士が、経理事務所がそういうふうにしていました。私、もちろんうちの毎月払っている顧問の経理士にも確認しました。もっと言うと、固有名詞になってしまうので、もっと公的な立場にあるところの事務所にも確認しました。〔質問終了時間5分前の予告ベルあり〕けれども、明確な答えは得られませんでした。このことが、その人たちに俺、何でこのことをはっきり言わないのだやと言ったら、いや、私らはこんなところに触れるのではなくて、税金を計算するときこういう流れの中でやっているのか、やっていないのかということだけを確認しているのであって、おまえみたいに給与がどこで取ったのだか、給与はどこにかかっているのだやみたいな、そんな物の見方まで、それはおらの仕事でないというようなイメージの発言がありました。最終的には、彼も本当は分かっているのだけれども、それは法的にある消費税というところを書いてある文言と現実には起きている消費税の計算の方法にずれがあるのでは、おまえの考え方からすればそういうふうになるというのがもちろんうちの経理士の話でもありましたし、この国会の答弁の中でもそういう、いや、それは確かに預かり金的性格のあるものですというのが苦しい片山大臣の答弁でした。なので、実際にはこの3番に書いてありますこういう形の中で、インボイスのある経費というのは問屋に支払った分です。次の青と利益の部分、これが

会社の中での私たちが粗利と言われている部分です。ここに見ますと、給与は確かに従業員には、そこの中には消費税は関与していないのです。だけれども、最終的に残った分に対しての消費税を会社から納めるということは、結局人件費も入っているということなのです。私もこんなばかなことあるわけないねかと思って計算したら、実際に入っているのです。だから、会社で20万円の給料を従業員に払えば、それに対して2万円は会社で消費税としてまた負担されているのです。私の言っていることが、おまえ、そんなばかなことあるわけないねかという人たちは、この中には多分まだ思っている人いっぱいあると思います。だから、私もそう思っていたので、帰ってから本当かうそかは自分で確かめてみてください。現実にはこの内容のこととおりに起きていました。ですから、ここに書いてあります消費税課税対象額というのは、会社の利益にも人件費にも、もちろん下に免税事業者への支出ともありますけれども、ここにも全部会社が負担するという形で消費税が取られているということなのです。これが3番目の図です。

4番目に行きましょうか。4番目は、本当は私たちは、この①番のこういう適正な価格に会社の利益を乗せて販売するということが当然起こることが理想的なことなのですが、でもこういうことが実際にできるのは、私が今ここで思いつきの発言の中で言わせてもらえば、公務員あるいは先生と呼ばれているような人たち、あるいは価格決定権のある大手のメーカーです。それ以外は、あくまでも需要と供給のバランスの中で価格が決められているので、いつもこの利益を乗せられているというのは、そういうことはありません。その国会答弁の中での話では、日本の中小企業の7割は赤字であるという言葉もありましたけれども、まさに私はそれを実感するところで生きています。これ見て分かるように、赤字であれば法人税はかからないのです。これは当たり前の話です。だけれども、この図の下を見てください。インボイスのない経費、赤字であっても消費税課税対象額として、赤字でも取られるというのが消費税の実態です。何でこんなことを何度も何度もおまえ、プロでもないのにしつこく言うのかということ、そういうことが村上市の市内の私たちの日常生きているところで起きているのが日常なのです。なので、さっき何度も中川原住宅の金が云々とか、早稲田の養鶏場がどうとか、いろいろ言いましたけれども、そういうことをみんなで共有した中で、やはりこれからも市長を中心としてこの市政を、私らもその一翼を担って頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

市長、最後にまとめて一言お願いします。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 冒頭申し上げましたとおり、最後の部分になると思いますけれども、確かに今の分かりにくい制度、実際に営業活動をやっている現場の〔質問時間終了のブザーあり〕事業者の皆さんというのは非常に大変な思いしているわけでありますから、しっかりとその声に耳を傾けて、地域経済支えてまいりたいというふうに思っております。

○4番（富樫光七君） 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三田敏秋君） これで富樫光七君の一般質問を終わります。

以上で今定例会の一般質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） 本日はこれで散会いたします。

なお、3月4日から第1委員会室において各常任委員会が開催されますので、定刻までに御参集ください。

また、この後3時から第1委員会室において議会改革調査特別委員会が開催されますので、御参集をお願いします。

大変御苦労さまでございました。

午後 2時51分 散 会